

総務建設常任委員会

令和 6 年 6 月 1 9 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1 委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 西川 善浩 |
| | 委員 | 横井 晶行 |
| | 〃 | 奥本 佳史 |
| | 〃 | 谷原 一安 |
| | 〃 | 川村 優子 |
| | 〃 | 西井 覚 |

- 欠席した委員 委 員 下 村 正 樹

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 員 | 柴 田 三 乃 |
| | 〃 | 杉 本 訓 規 |
| | 〃 | 松 林 謙 司 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |
| | 〃 | 藤井本 浩 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 産業観光部長 | 植 田 和 明 |
| 商工観光プロモーション課長 | 増 田 智 宏 |
| 商工観光プロモーション課係長 | 増 田 直 史 |
| 都市整備部長 | 安 川 博 敏 |
| 都市計画課長 | 竹 本 淳 逸 |
| 建設課長 | 西 川 好 彦 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 板 橋 行 則
書 記 岩 永 睦 治
〃 岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第43号 工事委託協定の変更協定の締結について（尺土駅舎南側改修工事委託）

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）165号線バイパスに関する事項について
- （2）都市計画法第34条第11号の規定に基づく指定区域の変更について
- （3）登山道整備計画策定に関する事項について
- （4）観光事業に関する事項について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。おととい、昨日と一般質問がありまして、連日皆さん、お疲れのところ、本日もご参集いただきまして、誠にありがとうございました。能登半島地震がありまして、先日も市職員の方が応援に行かれていまして、そのことについても議会で報告を願ったところでもありますけれども、その話も聞いておりまして、まず、行かれている市職員の皆さん方には改めて敬意を表したいというふうに思います。また、その話を聞いておりまして、耐震基準が震災ごとに厳しくなっていく中で、新しい基準で建てられたものがしっかりと残っているというふうなことも聞いております。やはりこういった災害とか、そういったことからしっかり学んでいくということは大事だなというふうに改めて思いました。それから、今回の地震もそうなんですけれども、物流の大事さ、やはり人や物を運ぶ、そういったものに対することが大事だなと思いました。これは緊急時に限らず、平時にとってもやはり大事な事かなというふうに思います。今回の案件の中にも、いわゆる道に関するものもありますので、皆さん、どうか今後のまちづくりに関わっていくというふうなことでございますので、慎重審議よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。増田議員、松林議員、杉本議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

それでは、議第43号、工事委託協定の変更協定の締結について（尺土駅舎南側改修工事委託）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 おはようございます。都市整備部の安川でございます。よろしくお願いします。

議第43号、工事委託協定の変更協定の締結について（尺土駅舎南側改修工事委託）につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和5年6月の議会定例会において、工事委託協定の締結の議決をいただきました。尺土駅舎南側改修工事委託につきまして、新設するエレベーター設置に伴い、歩行者の安全対策等を目的とした整備を追加するなどした結果、協定金額が増額となったため、当初の3億3,233万1,500円から3億4,146万4,200円に変更し、913万2,700円の増額変更を締結しようとするものでございます。詳しくは、配付させていただきました資料を基に、担当課長より説明させていただきます。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、お手元のほうにお配りさせていただいた資料のほう、まずA3の尺土駅前周辺整備事業と書いた位置図、そして写真の入ったもの、それと協定書案、それと併せまして、協定書案の内容が分かる別紙、こちらのほうをご用意のほうお願いいたします。

今回追加の主な内容は、別紙のほうに詳細のほうは書かれております。その中でも金額の増額の大きいものにつきまして、まずは説明させていただきます。

まず、土木関係というところの項目でございます。こちらにつきましては、2,387万円の増額となっております。この内訳としましては、交通安全対策、この後説明させていただきますが、その安全対策の工事費として約1,400万円。それと、今回物価上昇、そしてそういう資材の高騰に伴う費用としまして、約900万円が増加となっております。先ほど説明してもらいました安全対策につきましては、A3のほうの資料のほうで説明させていただきます。今回、追加工事としましては、2か所ございます。

まず、上段の左側の①、こちらのほうより説明させていただきます。①につきましては、この交差点内にありますカーブミラー、防犯灯を今写真に下段で写っていますけども、これを約1メートル、北のほうへずらせまして、この赤で囲っている部分を広げて道路を広げるという形で、この交差点付近の安全確保に努めたいと考えております。

次の工事につきましては、②-1でございます。②につきましては、拡大図を上段右側に付けております。こちらのほう、2つありまして、フェンスとアスファルト舗装となっております。フェンスにつきましては、もともとこちらのほうは、駐輪場から駅舎のほうへ歩行者が通れる道が確保されておりましたが、今工事中でございまして、通行止めをさせていただいております。今回、エレベーターの稼働がするというに伴いまして、こちらのほうを安全に通行していただくために、工事で一旦撤去しました仮設のフェンスを再度、一部は仮設、一部は本設でさせていただきます。それと併せまして、エレベーターの今、上のマーカーで紫色になっている部分、こちらにつきましては、現在工事、下のほうに写真もございしますが、土みの部分であったり、水路がございしますので、その部分の安全対策ということで、アスファルト舗装及び鉄板を敷設するという工事を考えております。それに加えまして、先ほどの900万円の増加と同じく労務単価、そして建設資材の高騰によりまして、工事費が増加することに伴いまして、協定額全体が増えますので、事務費、現場管理費もそれに伴って増加しております。

また、エレベーターの設置工事、こちらにつきましては、入札が行われた結果、1,707万4,000円が減額となっております。この結果、増減の分を差引きしますと、913万2,700円の増額変更となっております。説明は以上でございまして、よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願いします。

尺土駅前周辺整備事業ということで、1つはエレベーターを設置することに伴って、ここへ通行する、特に通勤・通学の方、安全性を配慮するというので、今回追加工事になった

というふうに理解はしておるんですけども、①のほうの交差点改良工事のほうについて、これはどういうことなのかということで、ちょっと説明いただきたいんですけども、これも通勤・通学の方の安全性確保ということだろうと思うし、この写真を見ても、ここが狭くなって、カーブミラー等があるのでと思うんですが、この赤いところの囲みのところを歩道とするという工事なんですか。というのは、左のところに空き地みたいになっていまして、何でこんな中途半端な、この赤枠だけやるのかということがちょっとよく理解できませんので、その説明をお願いしたいと思います。

吉村委員長 特に歩行者の動線も含めて、分かりやすく説明願えたらと思います。

西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいまの谷原委員の質問に対して説明させていただきます。

まず、歩行者の動線につきましては、写真のほうに書いているように、白の線がございます。写真でいうと右側のほうを歩いていただきますので、今回のこの赤の拡幅部分を歩行者が通るというイメージではございません、まず。ここの中途半端な三角形になっているのは、これは疋田・八川方面から、この写真の右側に道がございまして、そちらから駅前の方へ向かってくる車、北進する車が右折なり左折する際に、どうしても回り込むときに狭窄的な部分がございますので、以前はこのところにはハイツがございまして、そのハイツの一部を、申し訳ないですが個人様の土地を通られた部分がございましたので、今回ヤードになっておりますので、その一部の道路を拡幅することによりまして、車の右折・左折を安全にする、歩行者を巻き込まないための安全対策ということで広げるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ここは言ってみれば、車が南側の道路から右折・左折する際に取り回しがしやすいような形での拡幅ということで、従来は民地を踏んでいたという形で回っていたということもあるので、今回ここを整備するということですね。分かりました。

吉村委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 よろしく願いいたします。

今、A3のほうの図面を見させていただいた、②のほうですね。谷原委員がさっきおっしゃった①のほうもそうなんですが、歩行者の安全ということはもうずっとこの委員会でもやかましく言わせていただいているんですけども、②のほうで今、その上の紫色の斜線になっているところをアスファルト舗装するという説明だったんですが、ここは結局、歩行者はここを通れるというふうになるんですね。さっき委員長も言われたんですけど、歩行者の動線が、もうちょっと詳しく説明をいただきたい。というのは、車はもちろん①もそうなんですけれども、車が往来しにくいという部分あるんですけど、やはり私もここ歩いてみて、非常に②なんかはもう東西にどちらも白線引いてあると。この白線をどうするのかと。歩行者は、やっぱりその白線を基準に歩いてくると思うんですけども、そこを歩いていることによって、

車はそれ以上はみ出ることはやっぱりできないという思いから、白線内を歩くじゃないですか。この誘導は、白線、電柱もあるんですけど、どういうふうな歩行者の誘導になっていくのか、もうちょっと詳しく説明をいただきたいんですけども。

吉村委員長 そうですね、今、東西道路については、今、路側帯が南北にあって、特に今、小学校の登下校に使っているのは磐城小学校の子は、道の南側のこの路側帯を歩いていっているということなんです。今度、今、川村委員のご質問は、そうすると、今後例えば紫部分が変われば、どのように歩行者の登下校も含めて変わるのかということを、駅舎の東西から来た場合、どういうふうに歩いていくのかということが分かるようにちょっと説明願えたらと思います。西川課長。

西川建設課長 ただいま川村委員の質問に対し、ご説明させていただきます。

今回の工事につきましては、前段としては、エレベーターが稼働した場合のお話でございまして、それと併せまして、稼働は10月の秋をめぐりに考えておりますので、それまでの間ににつきましては、もちろんこの議会で議決をいただいて、①番のほうはさせていただきますけれども、この東西の道の児童及びその他歩行者の方の動線につきましては、当面の間はこのままでございます。それにつきまして、我々も特に朝、夕方も行きますけど、朝中心に現場確認をさせていただいております。確かに登下校の時間帯、それと通勤の時間で若干30分ほど差があるんですけども、その時間帯は確かに人が多うございます。しかしながら、車のほうもこの両方に描くことによりまして、ほとんど徐行運転をされているような状態でございます。なので、当面の間は、動線につきましては、エレベーターが稼働するまでは変わらないと。ただ、エレベーターが稼働するに合わせまして、今までの通勤客、西のほうから来られる方につきましては、フェンスができますので、今までどおりの動線ですよね。近鉄の駅舎の横を沿って歩けるようになりますので、安全性はより担保できるかと考えております。以上でございます。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 要するにエレベーターが稼働したときに、このアスファルトの舗装のところを通れるということですね。それまでは、今現状のままやと。当然、エレベーターが、今の整備が完了したら、この辺り一帯の整備全体としては整えていかないといけないというのは分かるんですけど、私は今回、交通安全の対策として、いち早く、このことについて臨時的にやっていたいているのかなと思ったんですけども、そうではなく、エレベーターができてからのことをもう早くやっていくというか、それを前倒しでやっていくということ。それとも、それは予定どおり、エレベーターができたときには、ここをやっていく予定、アスファルト舗装というのは、当初からやる予定であった。ちょっとその辺りがよく分からへんのですよ。何でもこの時期に増額して、交通安全対策やというような名目で、この費用を当ててここをやる。そしたらスピーディーに、10月、工事する時間はあるから、ある程度理解できますけども、最終的にはそういう予定だったんですね、当初から。近鉄のほうは、この契約の中で。ここを最初はどういうふうにしようと思っていた工事やったんですかね。それやったら。

吉村委員長 そうですね。ちょっと今回、変更になったということは、当初はどういう案だったかと

いうことを再度、ご説明願えたらと思います。

西川課長。

西川建設課長 変更でございますので、委員のおっしゃるとおり、この駅舎、この工事自体の当初からこの安全対策というのは入っておりません。今回いろいろと皆さんご意見、市民の皆様からも、委員会のほうでも、安全対策についてはご要望いただきましたので、特に①につきましてはそういうお声も多く聞かれましたので、させていただいていると。②のほう、こちらのほうの紫部分につきましては、まずはエレベーターを完成し、当然その後、道路のほうの舗装というのも道路工事としてやる予定でしたけども、いち早く使うということで、仮設工事ということで今回変更をさせてもらった理由でございます。

以上でございます。

吉村委員長 供用を早めるということですね。

じゃ、3番目になりますが、どうぞお願いします。

川村委員 そないなってくると、道路の工事を、近鉄の工事の委託の中でやるということ自体も、これ単独で葛城市が道路工事としてやったらいいのじゃないのかなと。もう質問できませんから誰かしていただいたらいいですけどね。その辺の整合性がちょっといまいち理解できないところなんですけれども、一応そういう意見としてまず置いておきます。

吉村委員長 取りあえず意見。ちょっと答弁していただけるということなので。

安川部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

先ほど課長のほうから説明あったんですけど、補足というか、ちょっと訂正というかなんですけど、そもそも歩行者の安全対策をするというところで、鉄板を敷くということで道を広げるということの対策をするに当たりまして、舗装する部分を増やすということでございます。ですので、安全対策の一環というところの話の延長ということでございます。

吉村委員長 今のお話であれば、もともと鉄板を敷いて歩行者の動線を確保するつもりであったんですけども、それをアスファルトに変えることによって、より安全にするというふうな意味でしょうか。また、違いますか。ごめんなさい。

安川部長。

安川都市整備部長 鉄板についてはそのままでございます。それは先にはしたんですけど、それは近鉄との契約の中の予算の範囲で、あれはレンタルで鉄板を敷くということで一旦敷きました。今回、上げていただいた予算で、その鉄板を買い取りまして、それはそのまま使うというところと、あと、舗装の分、舗装して歩行者の安全を図るところでございます。

吉村委員長 今ご説明願った中で、隅切りの部分については分かりやすかったのですが、②番目の、ちょっと聞き方を変えますと、そもそもエレベーター工事が終わった後、このエレベーターの工事ヤードについては、このままで人を通す予定がなかったのが通るようになったとか、そういう話ではないんですね。そこら辺が、そうかなというふうにとられる感じになっていますので、ここをちょっと整理しておきたいと思いますので。つまり、当初予定では、エレベ-

ター工事が終わったら、人が通れるようにどうなっていたのかということですね。足元の部分にアスファルトを敷くように変えたのか、その辺り分かるようにお願いをできたらと思います。

ちょっとほんなら、まとめていただくのに暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 9時53分

再 開 午前10時03分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどちょっと理事者側のほうから、不足のことがありましたので、不足に対する説明をお願いいたします。

安川部長。

安川都市整備部長 不足の説明をさせていただきます。その鉄板の上、駅舎の出入口の前の鉄板に敷設している鉄板についての上の部分は、歩行者は通れるということでございまして、なぜそのアスファルト舗装が必要かというのは、1つとしては安全性対策としての鉄板の安定を図るというところでございます。今現在、土みでありますので、今後がたつく可能性があるというところからアスファルト舗装するということです。

以上です。

吉村委員長 という意味ですね。今回の変更についてはということで。それは工事をやってみて分かったので、対応をしたいということですね。という理解でよろしいですか。

これについて受けていただいてもよろしいですけれども、何か質問ございませんでしょうか。

(「これについて」の声あり)

吉村委員長 これについてちょっとさらに。

(「川村委員、今の説明で了解できたん」の声あり)

吉村委員長 もう川村委員は3回手を挙げておられていました。

じゃ、西井委員。

西井委員 この図面の①番やねけど、このここだけ角だけ先して、保育所からずっと道が広いんだけど、この西側で狭なってるわな。これは何か計画あんの。ちょっと認識は分からへんから、本来はこれするんやったら、西から一遍にすべきなのと違うの。用地の問題もあるのかどうか、その辺勉強不足で分かりませんねけど。この角だけ交差点として曲がりやすいと。

吉村委員長 先ほどの理事者側の答弁からすれば、これのこの①番の工事の目的については、南から北上する車の右折・左折でちょっと今不具合が曲がりにくい状況であるので、これを改善するためだというのがこの工事の目的だというふうに聞いております。

西井委員 本来行政でするんやったら、當麻町の時分に、この交差点よりちょっと西側のほうまで広がって、ここだけが狭いわけやろ。

吉村委員長 今のご質問は、今回のこの改良工事だけじゃなくて。

西井委員 委員長、違うわ。今の説明ではこの部分だけや言うけど、本来行政でするとしたら、一本化するべきやろ。こんなところだけ広げるだけの事業やって、こんなんおかしいやろ、工事

として。分けるんやったら分けるで一本筋通して分けて、補助金もいろんな関係で分けるんやったら分けるで、この部分と別に長期的な部分と別に2つすんのは普通やろ。

それと、説明で物価上昇と言いながら、エレベーター設置、これで減額になっているのはありがたいことやけどな。もともと3,900万円が、2,200万円より下がると。物価上昇という説明の中、こんな下がる部分があると。これは当初の見積りが法外な形やったんかと。そやから言うてる話が理屈に合わへん。先ほどの川村委員の質問も含めて。ほんまにこれ慎重に契約したんかどうか。ほんまにこんな面見たら、どないなっているんか。やはりそんな①番のさっきも言うたけど、道路としては、考えたら、當麻町の時分で事情があって、この辺が狭くなっているけど、やっぱり一本通すべき違うんかなと。この部分だけ。それどういう意味でそういうふうになっているんか、ちょっとその辺教えてほしいわ。

吉村委員長 1つは、一緒にこれ道路も西側のほうに拡張したら、一発で済むんじゃないかというご提言と、あとそれから、エレベーターの予算の積算根拠はどのようにしたのかという質問だと思えますが。

西川課長。

西川建設課長 ただいまの西井委員のご質問にご回答させていただきます。

まず、1つ目の道路を全体的にすべきであるという質問に対しましては、この写真を見ていただいたら分かるように、赤の囲っているところの左側、工事ヤードとして現在使っておりますので、この工事ヤードがなければエレベーターもできないということで、同時進行しようと思えばもっと広大な工事ヤードを近くに確保しなくてははいけない。それとまた、せんだっての3月の委員会でも補正予算のお話させていただきましたけども、この道路を全体にするという補助のほうが今回つかなかったということで、その減額補正もさせていただいておりますので、計画的には国の補助率を勘案しながら進めております。

2番目のエレベーターの減額につきましては、こちらのほうは、エレベーター本体のものの入札でございますので、この入札金額につきましては、まず設計、積算、こちらのほうは近鉄とうちが協議しておりますし、また、うちにも土木積算を携わる技師もおりますので、精査しておりますので、適正な金額だということでご説明させていただきます。

以上でございます。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 積算と入札結果が違うというのは分かるけど、あまりにも大幅に違うからね。やはり安く上がることはええことやけどな。予算で見ているよりも、安上がったわ。金が余ること自体が事業がなっていないというような考え方もあるけど、私自身は安くなって、こんなエレベーターなんか大体大手企業やから、大体問題はないと思いますわ。それで何で入札の結果が安なったというのは理解できますねけど、ただ、ちょっとあまりにも協定金額の差がひどいなど。①番の工事のやつ、ほんまに奥村組って書いてあるやつ、これが邪魔になる、これがあるからできへんと。そやけど、本来言うたら、ほんまにこれも計画性が、あまりにもこの際に造っているのは計画性がなかったのと違う。やはり道路にせえ、計画せえで、道路にするべき予定のところを工事できにくいような形にしているのは、やはり将来性をちゃんと見

てもらふべきやと。この角が曲がりにくいよって、今これすんねと。これは今まで数年間、曲がりにくくなかったんかと言うたなんねよ。もっと早すべきやろうと。私もたまには、この角を曲がったり、東向いて曲がったり、西向いて曲がったりすることあんねけど。やはりもうそういうことをもっとというか、継当ての工事は何遍もするように、市民からもそういうふうな声を聞くわけやな。できるだけ継当ての工事をしないように、それと、仮設でしたとしたら、もう一遍外してまた更にするんやったら、この部分を無駄に使うたということになるやろ。だから、その辺ももっと慎重に、早く事業せんなんし、また安全対策もせんなんけど、その辺もときちとやってもらわんかったら、どうも奥村組と書いてある、これがどないやこないやという説明やけど、ちょっと理解に苦しむと。今後こんなことないようにやってもらいたいと。もうそれだけ。今更言うてもしゃあないやろ。もうそれだけ。

吉村委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 この件については、エレベーター設置に当たって歩行者の安全性ということから、この委員会でも議論されてきたものと思うんです。私はちょっと疑問に思っているのは、特に②の問題もありますが、①のところでした、これは工事箇所図ということで左上の図を見ていただくと、現地想像しながら考えていただきたいんですが、磐城第2保育所のほうから来る道のほう、北側、広い歩道がついております。それが、今ここ写真を見ると、クラッシャーが引いてあるところ、ハイツがあったところでした、ここが今こういうふうに空き地になっていて、①の交差点改良工事のところに囲ってあるわけですが、大体八川のほう、長尾とかそちらから通学・通勤で来られる方は、その北側の歩道を通って、ずーっとこれに沿って歩いてこられて、駅は北側にあるわけですから、途中からまた歩道があるわけです。この写真で言うと、ヤードで囲っているところを過ぎると、また歩道があって、ずーっと駅舎のほうに向かうと。大体皆さんそういう動線なんですね。というのは、朝は、南側は通学路で集団登校していますから、やはりそういうのが自然な流れになっているんですが、先ほど課長がおっしゃったように、ここの①の部分のこのところは路側帯が引いていないと。南側にあると。だから、この南側を通ることになっているんですというふうにおっしゃるんですが、先ほど言ったように、歩道が西側のほうにずっとあって、この部分だけ路側帯がついていないんですね。そこだけ南側に行けというのかと。歩道ありません。横断歩道もないんですよ。だから、南側に路側帯があるからこっちを歩いてほしいんですというのは分かるんですが、でも、人の自然の流れからしたら、歩道が途中まで両方、この区間だけ歩道がないだけで、基本的に歩道があるので皆さん北側を通られているんですね。だから、ここが危ないということだったんだろうと思うんです。

ところが、いやいや車の取り回しのためにやるんだというふうになると、ここが広くなるから、これまでは狭いから、車も慎重にここ出ていくんですよ、我々もね。危ないなと思うから。曲がるのも曲がりにくいし。ところが、今度曲がりやすくなると、かえって、ここを通行する方がどうなのかというふうに若干不安を覚えるところなんです。だから本来は、もうちょっとヤードのところありますけれども、ヤードのところを北側に沿って、歩道に向か

うような方向で、今空き地になっているところですけど、そこに仮設の歩道を造るんだっただら分かるんですよ。だから、磐城の保育所のほうから北側の広い歩道を渡って、いってみればハイツがなくなった後の空き地のところに、北側に沿って、ヤードに沿って仮設の歩道をつけるんだったら、私はまだ分かるんだけど、ここだけを車のためにというのは、趣旨が違うんじゃないかなと思うんですが。だから、安全性という点では、そういうふうなものを私はつけるべきではなかったかなと思っていますが、ちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

それから2番目は、これ、西川副委員長のほうからも、前かなりおっしゃっていただいていますけれども、これ近鉄への委託なんですよ。委託工事として今度契約をして、近鉄側にやっていただくということになっております。そのための委託協定の締結になっているわけですけども、そういう問題があるなと思うのは、何でこれ市の単独事業としてやらないのかと。市がやらないのか。なぜ近鉄にここをやるということになったのか。②のところはまだ分からんでもないんです。だからちょっとこの①のところ、この2点、どういうことなのかご説明をお願いしたいと思います。

吉村委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま谷原委員の質問に対してご説明させていただきます。

歩道、確かに委員のおっしゃるとおり、全て広がればそれは理想なんですけども、今回、この工事に伴いまして、工事ヤードがどこまで減らせるかというところへの折衷案で今回このラインに決まったということで、ご理解のほうお願いいたします。

もう1点の今回近鉄に委託するというお話でございますが、これは確かに道路工事でございますので、市の事業でやるというのも1つの方法ではございますが、今回この場所、もともとハイツがございまして、この下にはコンクリートの地盤がございまして、削岩することによって、振動がかなり出ます。今回横を見ていただいたら分かるように、近鉄の線が走っておりまして、近鉄の近くで工事をする際は、近鉄の立会い等が必要になってきます。その際に、どうしても市で発注した場合、協議、そして立会いと、それで今回のエレベーターの工事との機械の取り回し、どちらを優先するか、そういったことも含めて、協議及び工期に影響すると。そうになりましたら、今回この安全対策をする、もちろんしていききたいんですけども、それだけではなく、エレベーターの運行、皆さんが利用していただける時期も大幅に遅れる可能性も出てくるということで、早期の利用という観点から、今回の増額のほうでお願いしたいという提案でございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 メインは②のエレベーターの工事ということで、こちらは近鉄に委託ということは分からんでもないんです。①のほうは、言ってみれば、こちらの工事をする、①の工事をするときには、近鉄のほうの立会い等もあって、②のほうの工事等の期間の調整とか、そういうことで遅れがこっちのほうに出るかも分からないから、①ということも近鉄にお任せということなんですけど、そうすると、私自身はこれで済むのかなというふうな気もあるんです。本当は

一番ちゃんとしたのは、先ほど言いましたように、北側にちゃんと仮設の歩道をつけて、北側でずっと歩いていけるようにできないことはないと思うので、そんなことをやるにしても、じゃあまた近鉄にやっていただくのかというふうなことにもなってきたかねませんので、道路部分は基本的に、ちょっと面倒くさいかも分からないですけども、十分協議しながら近鉄と、できたら市でやる、本来は市でやる工事だと思いますので、私は市でやるのがふさわしいのかなと思っております。これはもう意見だけですので。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

西川副委員長。

西川副委員長 先ほど②番の工事のときに部長がおっしゃられたんですが、アスファルト舗装した上に、今はクラッシャーか何かで敷鉄板があると。それじゃなくて、アスファルト舗装した上で敷鉄板を敷くから安定するみたいなことで、歩行者の安全を保ちたいという話やったと思うんですけど、これ、そもそもエレベーターって誰が使われるか言うたら、恐らく身体障がい者の方、高齢者の方なんです。敷鉄板は工事用じゃないですか。どこを通らす、敷鉄板なんか雨に濡れたらつるつる滑るし、どういうふうな歩道のところを考えてはるのか。安定するというのが、歩行者の人をとということを考えて安定すると言うてはんねやったら、ちょっと違うと思いますねやんか。敷鉄板の上なんか歩行者歩かしたらあかんと思いますねん。基本的にはね。だから、その辺がちょっとよう分からん。ほんで、買取りをしはったと、わざわざね。そのために。そんなん敷鉄板の上に人を歩かしたらあかん、こんなんもう常識的に多分危ないと思いますねやんか。そやから、それが僕の勘違いやったらあれなんですけど、そういうふうに聞こえたんでね。そやから、その辺もう一回答弁していただきたいというのと、今、谷原委員からもあって、これ近鉄の委託協定なんですよ。だから、金額もこれフェンス設置工事とアスファルト舗装、ほんでこのちょっとした改修ですよ。これで約1,400万円ぐらいかかっているというところで、これほんまに土木の技術者もいはると言う、精査したと言うてはるんですけど、これほんまにそう、ええ金額やなと思うんです。物価上昇で900万円と、これも工事の請負契約やったら基本的に、昔リーマンショックとかあったときに、ばんと上がったときに、そういうのは、工事の請負契約の変更というのは、ちゃんと両者協議をしないと、それはもう当初の見積りを優先するとか、そういうことになっているんですよ。これは協定でうまいこと、何ぼでもそういう物価上昇言われて、言うたら何ぼでも上がって、向こうの言いなりの価格になってきているのと違うかなと。そやから、これ委託やから、請負やったらちゃんと工事管理者もおって、精査できると思いますねやんか。その辺をどういうふうに、市のほうで精査しはったんかなというのをもう一回ちょっと聞きたいなと思っています。

吉村委員長 安川部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

西川副委員長の質問に対してですが、敷鉄板の件、先ほど説明させていただきましたが、敷鉄板については、現在、鉄の、その地のもんではなしに、そこに滑り止めをつけて、緑色に塗装している分を敷いております。その下には水路がありますので、すぐに移設とかという

ことが難しいので、まずは一旦は敷鉄板をしっかり敷いて、歩行者の安全性を図った上で使うということとしております。その舗装については、本設の道路をするまでは仮設でありますが、そのアスファルト舗装したところは、幾年かになりますか、その間は使うことになります。

以上です。

吉村委員長 今の敷鉄板については使えると、歩行者が歩くことを当初より想定していたというふうな説明でしたね。あと、この委託と請負について。いいですか。答弁できますか。もう一つのほう。

西川課長。

西川建設課長 金額のほうですね。金額の精査というところのほうで説明のほうをさせていただきます。

今回この協定に際しまして、まずはエレベーター、そしてその周辺の設計、積算のほうは、した業者がございます。その積算根拠に基づきまして、うちの担当者も確認した上で金額のほうは精査しておりますので、金額に妥当だということでございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

吉村委員長 物価上昇とか、それについてきちっと協定で、通常、先ほど副委員長がおっしゃったように決められているんじゃないかと。それについてはどうなんですかね。それはどのようにされているんでしょうか。

西川課長。

西川建設課長 物価上昇と説明を分かりやすくしているんですけども、それに際しては見積りを取った上で、結果としては上がっているんで、分かりやすく物価上昇というお言葉を使わせていただいているんですけども、それぞれの部材を入れるときには見積り合わせ等で、それぞれのものを購入していただいていることを確認しております。

吉村委員長 まず、今、上がったらどう対応しているかじゃなくて、一番最初にどういう契約をしているかというか、委託契約をする中でそれが見込まれているのか、契約にきちんと。そうでないと、言うたら、上がりました、ほんなら、行きますというふうなことになってしまうので。そういうことが事前にされているか。

(発言する者あり)

吉村委員長 回答、かかりそうですか。

(発言する者あり)

吉村委員長 この説明終わってから、また追加で質問していただけたらありがたいと思いますので。暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時48分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者側には、ちょっと幾つか委員のほうから出ている質問について整理して、答弁を求

めますけれども、まず1つは、交差点の①番、改良工事について、それから②番の歩行者の動線について再度分かりやすく説明していただくのと、それから、あと3つ目に委託契約で、いわゆる物価高騰とか、その折の対策について、きちっとそれを契約書で織り込んであるのかというふうなことについて確認をいたします。

西川課長。

西川建設課長 ただいまの質問に際し、説明のほう、順次させていただきます。

まず、前段として、全て今回の①番、②番、共通することは歩行者の安全対策であるということでご認識のほうお願いいたします。①番につきましては、南のほうから北進する車の右折・左折につきまして、広げるということなんですけども、これにつきましては、当然、広がることによって車が通りやすくなるものの、ここで歩行者が巻き込まれるような事故がありそうになった、実際人身事故はないものの、ありそうであるというお声をいただいておりますので、歩行者が交差点付近で事故に遭わないために実施するものでございます。

②につきましては、まずは動線、こちらのほうの赤のところにフェンスをするというのは、もともと西のほうにあった駐輪場から駅舎のほうへは歩行者が専用で歩ける歩道がございました。そちらのほうを再度このエレベーターの設置の際に使えるように、その歩道の下には地下道がございます。転落しないために柵を設置すると。そして駅舎のほうにも接触しないために、それぞれ南北にフェンスを設置しまして、歩行者の安全確保をする、これは西側からの動線でございます。

東側からの動線につきましては、現在歩道がございまして、写真のような今状態になっておりまして、ヤードが止まっております。こちらのほうを直線で歩道からエレベーターに向かって歩けるように、アスファルト舗装をするものでございまして、今はどうしても土みでございまして、安全性の確保ということでアスファルト舗装、ただし、ここに鉄板と書かれているのは、全てを鉄板にすると、どうしてもそういうふうに見がちなんですけども、端のほうにある水路に落ちてはいけませんので、水路の上に蓋をするというための鉄板でございまして、動線上に鉄板を敷くということはございませんので、安全には配慮をしております。

3つ目の質問の物価上昇等のことではございますが、この協定につきましては、問題が生じた際は、それぞれ双方が協議をして進めるということではございまして、今回の場合、積算等で、物価上昇、金額に際しての精査をして、この金額になったところでございます。

説明は以上でございます。

吉村委員長 今、休憩前に西川副委員長から質問がありました。そのこともきちっと含めての回答でありました。

西川副委員長。

西川副委員長 僕のほうからは、先ほど心配していた敷鉄板の件なんですけど、それ分かりました。

水路の部分だけ敷くというところで、歩行者の方については、そこに落ちやんようにするためだけの話で、メインのところについては、車椅子もきっちり通れるアスファルト舗装で、ほんで高齢者の方もそんなつまずくようなこともないようなアスファルト舗装できっちりされると、仮設であつてもということで認識させていただきました。了解いたしました。

それと協定書、委託協定というところで、僕もあんまりちょっとそのイメージが分からなかったんで聞かせてもらったんですけど、一応、協定書の中にはそういう形で物価上昇とか、価格の変更があったときには、双方協議して決めるということで書いてあるということですね。それについてもきっちりと精査をされたと、市のほうでされたということで、取りあえず了解いたしました。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 もう一度だけ確認だけしておきます。鉄板の買取りとおっしゃいましたけども、そもそも工事委託しているので、近鉄の工事の裁量内でやっていることなので、なぜわざわざ葛城市がそれをレンタルのやつを買取りしないといけないか、その理由が分からない。例えば、10月までの工事の中でレンタルするよりも、買い取ったほうが安いというのであれば、これ近鉄がやるべき話であって、なおかつそれを買い取って、それをどういう形で活用されるか、利用されるかというその辺が見えないので、その辺の理由だけ最後、説明をお願いします。

吉村委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま奥本委員の質問に際し、ご説明のほうをさせていただきます。

敷鉄板のことですが、今回の工事につきましては、近鉄様とはこのエレベーターの工事の協定でございます。このエレベーター工事が終わりますと、近鉄様が終わりますと、今度道路工事に移ります。その間もこの、今、紫色のところのアスファルトは仮設で、その水路を蓋しているんですけども、そこでレンタルであれば持って帰られたら困りますので、その後も市の本設工事が始まるまでの間、市が使用するために買い取らせてもらうものでございます。

以上でございます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 要するに次の道路工事を見据えてというのは分かるんですけども、そしたら、それを買い取るほうがやっぱり安いんか、あるいは、市が代わってレンタルを引き継ぐとかいうのはできるんかどうかわかりませんが、そっちのほうが高いという意味合いでいいんですか。

吉村委員長 西川課長。

西川建設課長 今回の使っている鉄板は大きさとかもありますので、特注でやっておりますので、レンタルのほうが高くなるので、買い取ったほうが安いということで、今回買い取るということとなっております。

以上でございます。

吉村委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 私は①のほうだけちょっと今質問しております。この件で、こちらの変更工事費内訳書のほうの案ですけれども、土木関係のところはこの追加工事費が含まれると思うんですが、増減で2,387万円となっていますが、これ①、②に切り分けたときにはどういう内容になって

いるんでしょうか。これについてお伺いいたします。①の土木工事が何ぼ、②が何ぼというふうにちょっとお示ししていただけたらと思います。これ1つ目ですね。

それから、2つ目ですけれども、①の交差点改良工事の写真を見ますと、ここにヤードがあって、これはエレベーター関係のいろんなものを置いているということなので、エレベーター設置されたら、これ取り払われるということになりますよね。ハイツがあったところは、今は空き地になっているということで。歩行者の安全性ということになると、取り払われた後、歩道の計画はどうなっているのかというのを併せてお聞きしたいんです。つまり、先ほど私述べましたけれど、北側には途中まで歩道があって、また途中から歩道ができているというふうになっていて、この区間だけ歩道がない状態が続いているので、ここの通行の安全性が非常に難しいところがあるので、そういう計画があるのかどうか。これについて。

吉村委員長 今後の契約ですね。1つは工事費の内訳と。

西川課長。

西川建設課長 ただいまの谷原委員の質問に対してご説明させていただきます。

1点目の工事費用の内訳、概算でございますが、①番のほうで約300万円、②番のほうで約1,100万円となっております。

もう1点の歩道の整備のほうにつきましては、一旦このエレベーター工事が終わりましたら、道路を全体的に改良するという事で考えておりますので、少しお時間いただくことになりますけれども、本設工事を考えております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 私、今、もう一つ聞き間違えたのか分からないんですけど、増減が2,387万円となっておりますので、①が300万円と、②が1,100万円、足したら1,400万円で増減は2,387万円なので、これ以外もあるということですか。それは物価高とかそういうことで、上昇分を……。

吉村委員長 物価上昇が900万円。

谷原委員 物価上昇分がそれだけあるということですね。分かりました。本設工事として歩道のほうはやっていくということでありました。私は今回、確かにここ東側から登校してくる子どもたちの列が、ここで南から来る車がありますので、ここで待機するということがあって、多分狭いので右側、東側のほうへ向けて曲がる車によって巻き込まれるという可能性があるということで、ここを広げたいということだろうと思うんです。通行者の安全ということで言えばですね。しかし、それが適切なかどうか、私は未だにちょっと納得しかねるところがあって、カーブミラーを後ろに下げて、取り回しをよくすることによって、車が一旦停止のラインもございませんし、かえってここは本当朝、実際横切る形で登校されていますので、待機するところで巻き込まれるのほうがあるのか。車がスピード出して、早く取り回して行くのがどうなのかね。これちょっと私としては、今はまだ狭いから、車はほんまにゆっくり徐行でしか回れないから、あれなんですけれども。私としては、本設工事まで待ってもいいんじゃないかなというふうな気もするんです。これはそちらの判断で、そちらのほうで安全だということで検討されたのか分からないけれども、本来ここが危険だったら、西井委員が

おっしゃったように、もっと早くやっておくべきところだし、ここまで放置していたということは、むしろこっちのほうが安全ということもあったんじゃないかと私は思うんですね。だから経費のことも考えても、本設工事で歩道ができるのを待ってやってしまうというのも、市の事業として、これも委託にしないで、そういう考えもあるのかなということで、これ意見だけ申し上げます。

吉村委員長 意見だけでよろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 内容的なことはいろいろと今ご説明いただきましたので、一定納得はさせていただいているところですが、今回1,400万円というお金をかけて、歩行者の安全対策というところに絞って税金を投入していただくわけですので、それなりの費用対効果というか、効果というのがなければならないわけです。今、②のエレベーターの付近のアスファルト舗装等も含めまして、私たちが一番、1日のうちの数時間かもしれないですけども、特に児童・生徒の安全対策というところには気にかかる場所ですので、西から東からの朝の一番通勤との混雑するあの状況を見ますと、今このことが出来上がってくると、これまでやはり教育委員会との間で、通学路というところの設定をずっと、はっきり言ってこの駅舎のすぐ南側を通るのではなくやはり、一番、今も現在通っていらっしゃるところをずっと道路よりも南側を歩いて通学なさっていますね。それが、この対策によって同じように歩いて、先ほどの①のところの交差点の改良のところまでずっと真っすぐ歩いてくるような状況になるなら、その効果というのは、これをやる効果がどれほどあるかということも考えた上で、教育委員会としっかり話をしておいていただきたい。このことについて、すごく大きな通学路変更ということも考えてもらわないといけませんので、私たち議員もしっかりこの話については、現場を知っていて、大変だなと思って言っている内容ですので、教育委員会と、今、①の交差点の改良工事も含めて、一体、今の②の駅の構内のところからずっと生徒たちが歩いてくると、道路より南を歩くことはもうないんですよ。ほとんどの歩道をずっと歩いてくると。最終的に、この①の交差点に行き着くところまではずっとこの道路よりも北側を歩くような状況になるのかということも、教育委員会としっかりと協議しておいてください。これ一番大事なことで、道路より南側を歩くと同じなんです。そこが一番大事なところで、縦割りの行政をしないでいただきたい。これ必ず教育委員会と打ち合わせていただきたい。これまでもこの件について、そういったお話をさせていただいているのかどうかちょっと確認をさせていただきたい。

これ、本当に今、エレベーターができれば、この今の飯場のところのあれが取れると言ったら、もっと歩いてきやすいわけですよ。そしたら、一時的に10月までは八川のこの交差点の付近に、ここを歩いてくださいよという、せめてコーンとか、誘導するような工夫をしてほしいです。これは要望なんですけど、できるかできないかは検討してくださいね。ただ、やっぱり、歩いていいの、歩いてよくないのみたいな判断を何の言葉も添えて伝達しないと、教育委員会のほうも分からないし、学校には伝わらない。もちろん朝の送迎をお願いしてい

る方たちにも分からない。そこを分かってもらって、安全に通学してもらうのが本来私たちの今回の目的ですので、そこも今、教育委員会とこんな話ができているのかというところだけ1回確認をちょっとさせていただきたいんですけど。

吉村委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま川村委員の質問に際し、ご説明のほうさせていただきます。

まず、教育委員会との協議のほうができているかどうかのことにつきましては、協議のほうはその都度させていただいております。特にこの工事が始まる前、そして、工事中の危なくないとか、これにつきましては、迂回のことにつきましても、協議した結果、現状になっております。また、今後も引き続き協議のほうはさせていただきますし、また、併せて尺土区のほうとも協議のほうはしていることも、併せて報告させていただきます。

以上でございます。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 ぜひともお願いをしておきたいと思います。10月までの間、特に①の交差点のエリアについては、うまく誘導していただいて、安全対策図れるような、もう少し精査をしていただきまして、ぜひともそのような実現をしていただきますようお願いいたします。

吉村委員長 ほかに質疑は。

西井委員。

西井委員 今日の議論からちょっと外れる可能性があると思いますねけど、なぜこれ合併協議の中で、尺土駅前事業をするということを決められた中で事業をやって、特例債を使うて10年間、その後、国の方針で延伸5年間あって、もうそれも切れてなってんねけど、これいつ終結できるの。この事業自体。この事業より尺土駅前についてな。

吉村委員長 駅前整備事業の件ですね。

西井委員 これ合併して、20年を迎えるとしたら、そしたら、こんななんいつまでもこんな事業遅れて、ほんで今言うてるような追加、追加が出てきて、何が理由でこんだけ遅なったか。また、どういう事情があったんかというのを総括的に教えてもらいたいと。そやから、本来はもう既に尺土駅前事業は終わっている事業のはずやんな、当初の予定から見たら。その辺についてどのような判断をされてこれになったかということについて、やはり説明を受ける必要性があるのと違うかなと。だから、地権者が加減悪いから遅りましたやったら、それに対して遅ならんような方策いうのも含めて、考えられたんかどうかも含めて、ちょっとその辺をよろしく願いますわ。

吉村委員長 今回の議題のずばりというわけじゃないですけども、重要な質問だと思いますので、これについては答えられますでしょうか。今まで遅れた理由と、それから今後の見通しですね。

西川課長。

西川建設課長 様々な要因がございますが、本件につきましては、この議案の追加の協定のことでございますので、この委員会には付託された中に、尺土駅前整備と国鉄・坊城線というのがございますので、そういうしかるべきのタイミングでお答えのほうはさせていただきます。

以上でございます。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

ちょっと今、頭の中を整理しておりまして、委員会に今、西井委員おっしゃるのも分かるんですけども、総務建設の委員会のほうの調査案件の中にこの件に関しましては入っておりますもので、そこでご質問いただいて、適切なことを回答させていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 調査案件のときに詳しく説明するということで了解はいたしますけど、本来はこの協定もその事業に入っているから、やはり本来は、私自身はやっぱりネットで市民も心配して見ておられるから、やはりやってほしいなと思っておりますが、調査案件のときに、詳しくよろしくお願ひいたしますということで了解しておきます。

吉村委員長 西井委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。この会期中の委員会で審査すべき案件につきまして、今回の委員会では、次第に記載しております4つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、9月定例会までに調査すべき事項等を協議願ひたいと考えておりますので、ご承知おき願ひします。

それでは、1、165号線バイパスに関する事項についてを議題といたします。

本件について理事者より説明願ひします。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願ひします。

国道165号、大和高田バイパス線についてでございます。先日の6月4日、総務建設常任

委員会協議会において、質問をいただきました件を中心に説明させていただきます。

まずは配付しております平面図をお願いします。回収の資料に入っているかと思います。ブルーの冊子ですね。それと、お配りしている165号バイパスのパンフレットでございます。平面図のほうでございますが、當麻寺交差点について、取りつく山麓線を歩行者・自転車以外は通行止めとする四差路案となっております。平面図の右側が北になっております。取りつく四差路案と水色、点線で示している既存の都市計画決定線を少し右側に変更しようとするものを表示した図面となっております。

次に、昨年からの進捗についてでございます。令和5年度事業額としては5,000万円で、用地に3,000万円、太田、南今市、竹内地区の用地買収でございます。そのほか委託料、用地取得に係る設計の見直し、管理費用となっております。令和6年度事業費としては5,700万円で、峯阪池のボーリング調査1,480万円、その他用地費、文化財調査委託費となっております。現在の用地買収の進捗率については、165号大和高田バイパス線全体として用地92%、工事89%で、4工区のみについては非公開であります。航空写真を見る限り、50%以下、工事は未着手の状態であります。

次に、都市計画決定の変更スケジュールについてでございます。現在、関係機関と調整中ですが、調整が終了すれば、原案作成、知事決裁2か月、説明会、公聴会、2か月と進め、都市計画決定手続として、案の告示、縦覧、意見書受付が3か月、葛城市都市計画審議会、県都市計画審議会が2か月、決定告示、縦覧が1か月となり、合計10か月ぐらいはかかるということとなっております。

次に、五差路から四差路とした経緯と理由についてでございます。警察協議において安全性等を考慮し、四差路としましたということでございます。五差路は四差路に比べ、走行経路の間違いや、対向車の右左折時の先の不明等により交差点の事故の発生が増えると考えられるということと、また、交差点が広くなることから、歩行者が青信号で渡りきれないことが発生するなど、また、渋滞解消についても有利であるという理由でございます。四差路案につきましては、令和2年度の當麻区説明会において、四差路案で進めることの協議結果となっております。

最後に、バイパスに係る要望活動についてでございますが、最近の取組についてです。令和5年10月、令和6年1月、市長が上京の折、奈良県選出国會議員に要望を行い、陳情書の提出をいただいております。先週の上京の際にも要望の上、陳情書を手渡していただきました。また、市長が國會議員や近畿地方整備局と同席されます会議や勉強会において、事業の進捗の要望をしていただいております。

説明は以上でございます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 幾つか伺わせていただきます。

1つは大和高田バイパス都市計画の計画道路から、変更の案が令和2年度に大字、當麻区のほうに説明があったということでもあります。これについては、大字でのいろんなご意見も

あるんだろうと思うんですが、まずここで、このルートについて、山麓線が断ち切られるというふうなことになるのではないかなというふうには私は考えるんですね。そこでちょっと質問なんですけども、確認なんですけど、山麓線が赤字で書いてあるところ、車両北向き通行止めとなっていて、歩行者・自動車通行可となっているので、この意味がちょっとよく分からないんです。つまり、北向きの自動車の通行は不可、南向きについては、自動車は通行可。歩行者は両方なのかも分かりませんが、これどういう意味合いなのか、まず、ご説明をお願いしたいんです。

それから、車の動線なんですけども、これまでは山麓線、香芝方面から南に行くときは真っすぐ行くし、南から御所方面からも真っすぐ抜けていくわけですけども、高田バイパスに一旦、ここで大きく曲がって、接続道路を新たに造るということだろうと思うんですけども、そのときに、南側から来るのは多分北向いて抜けるからいいんですが、北から来る車が、山麓線に入るときに右折することになりますよね。この右折ラインがちょっと私はよく分からないので、これがどういうふうになっているのか。つまり、右折してこちらのほうに行くと。そうすると交通の流れが大きく変わると思うんですけども、この右折ラインがどうなっているかちょっとお聞きしたいのと、それから、最後になりますけれども、高田バイパスと書いてある、ちょうどそこ三差路のところの右折ラインですね。つまり、大和高田バイパスの通過道路から山麓線に入というのが、だから、先ほどの質問とちょっと関係するんですけども、北行き通行止めやから、南行きはこれ真っすぐ行けるのかということもあって、右折ラインがあるのかなのか、山麓線をそのまま行く人は、今の當麻の交差点のところ、ここを南向きで真っすぐ行けるようになるのか、ここら辺の車の流れがもう一つよく分からないんです。今の山麓線を利用する方、つまり、今山麓線を利用する方が北から来る場合、南側から来る場合、どういう動線を描いて、南側に抜ける、北側に抜ける、これちょっとお教えいただけませんか。先ほど言ったところの三差路の右折ラインもそうだし、當麻交差点のところもそうなんですけども、どういうふうになるのか、これちょっとお聞かせ願いたいんです。これが2つ目です。

それから3つ目ですけど、国土交通省のほうで多分、交通調査をやっておられると思うんですよ。よくカウントしながらやっておられると思うんですが、これ山麓線への通行量が、私が気にしているのは、今は太田のところでちょうど道の駅があって、そこから高田バイパスのほうへ行くということです、道の駅のところにも大勢の車が通ることになっているわけですけども、これが、言ってみれば當麻寺交差点のところから全部、弁之庄まで行って上がりますから、そちらのほうに車が行かなくなるのかと。つまり、今のちょうど太田南の交差点のところ、大体どういう通行量になっているのか。つまり、高田バイパスに行く車と、いやいやそのまま南のほうに行く車と。あるいは南から来る車、高田バイパスから来て、北向いて行く車、どういう交通調査になっているのか、そこら辺もお願いできたらと思うんです、分ればですね。というのは、これは道の駅の利用のことにもなりますし、どの程度あるかということによっては、山麓線をどう生かすかという問題になってくるんですよ。この山麓線が、このやり方でどういうふうな動きになるかよく分からないので何とも言

えないんですが、最初の質問をちょっとお答えいただいたら、ある程度分かることも出てくるかと思うしますので、よろしくお願いします。

吉村委員長 安川部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。

まず、車両北は通行止めと歩行者・自動車通行可と書いていますが、これ歩行者・自転車は通行可という意味で、これは山麓線から北進してきた車はこの交差点には入れませんよというのと、歩行者と自転車は交差点には入れますよということでございます。自転車ですね。それと……。

吉村委員長 歩行者と自転車は通行できますよということですね。

安川都市整備部長 車両は交差点には入れないということです。交差点には入れない。ですので、ここで通行止めになりますね、車両は。

(発言する者あり)

吉村委員長 今は、山麓線を通って、今、當麻寺の交差点で合流しています。そこは、道は通れなくなるという説明ですね。

(発言する者あり)

吉村委員長 すいません、ごめんなさい。通行はできるんだけど。

安川都市整備部長 通行はできるけど、交差点には入れないと。

吉村委員長 この道の通行は従来どおりできるけれども、交差点には入れないという説明ですね。まず1つ目がそういう、赤文字のことについての説明は以上ですね。

安川都市整備部長 その交差点から南側の三差路の件ですかね。大阪側から来た場合は、山麓線に入る場合は、當麻寺の交差点を過ぎて、その次の三差路を西向きに山麓線に入っていくと。竹内の方向に入っていくと。山麓線から北側、竹内から山麓線を北進する車は、ほんみち辺りから、南に向かってその三差路に入って北上していくと。當麻寺の交差点に入るというルートになります。右折レーンの件ですかね。

吉村委員長 右折レーンがちゃんと設けられているか。

安川都市整備部長 三差路、このバイパスの中の交差点に接続する分については、右折レーンは設けられております。ただ、三差路から山麓線に向かう、山麓線を変更するラインについては、まず、図上では設けられてはないんですが、ただ、これは現在案ですので、まだ確定しているわけではないということでございます。

あと、交通量調査についてですが、それはできてからの予定ですかね。それとも今現在の。それについても、ちょっとそれは聞き及んではないということでございます。

吉村委員長 その数字は持っていらっしやらないという形ですね。

安川都市整備部長 市では持っていません。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 もう一回ちょっと確認したいんですけども、言ってみれば、今の山麓線はここに書いてあるちょうど當麻寺交差点のところ、通行止めになるわけですね。ちょうど交差点のところ、今の山麓線はもう入れないと。だからこれ三角で白抜きになっている道のところになってい

ますから、言ってみれば、大字當麻の方で、今の山麓線、ちょうど真ん中のところ、交差点と交差点の真ん中の当たるところで北向いて行く道がありますから、こちらのほうにも民家があるので、こちらの方が、今の山麓線を下りてきて、ここは車で行き来できるけど、北のほうには通行止めになるから抜けられないと。だから、この方々が當麻寺駅に行こうと思えば、これまでは山麓線を出て當麻寺交差点からそのまま當麻寺駅のほうへ車で行けていたのが、一旦右に曲がって、そして山麓線と高田バイパスをつなぐ新たな道、ここへ入られて、また、交差点のほうに向かって當麻寺駅のほうへ行くと。こうしなければ行けなくなるということですね。だから、この間、左上の三差路と當麻寺交差点の間の今の山麓線については行き止りになるので、地元住民の方々の利便性のためにそこは残しておく。利便性というか、そこはなかったらもう行けなくなりますのでね。不便にはなるとは思いますが、行けなくなるので残しておく。分かりました。

それと、先ほどの交通量の件なんですけど、右折ラインのことも聞きましたのは、結局どの程度渋滞が発生するか、今山麓線をどの程度利用されているのか。つまり、山麓線を利用して、どの程度南のほうに行かれているのかというのは、やっぱり葛城市としても把握しておく必要があると思うんです。まちづくりの件でもね。例えばこれがかなり、半々、通過道路として利用する方、今ですよ。将来的にはこれバイパスが通過すると、もっとバイパスを利用する人が増えるので、交通量増えると思いますけど、現状でこの山麓線を利用して、南のほうへ行かれる方がどの程度いらっしゃるのか、多分、国土交通省は把握しては思うんです。それはぜひ数字として、お示しをいただきたいと。どの程度なのかということで、道の駅の来場者にも関わってくるし、もちろんそこは誘導ということはされるんでしょうけども、大きく車の流れが変わるので、これはちょっとお聞きしておきます。以上、それはお願いしておきます。

以上です。

吉村委員長 今し方要望がありました数字につきましては、これは委員会のほうに、また後日、お知らせをいただきたいというふうに思います。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 いろいろと報告ありがとうございます。今回、令和4年に予算が5,700万円ということで、非常に少額の予算でありましたので、これから進捗どうなのかなとちょっと心配もしているんですけど、市長も陳情に2度ほど行かれて、今回も1億円ちょっとやと、国会議員のほうにも聞かせてもらっていて、そんなについてないんですけども、買収の加減もありますので。もちろん国のことですから、国直接というのものもあるんですけど、市としての考え方をちょっとお伺いしたいと思います。市長、この間からずっと陳情に行かれて、熱心に陳情していただいていると思うんですけども、今後の進捗、これいろいろと物価高騰、世界情勢の資材等のこともありますので、ちょっと停滞しているなと感じているんですけども、その辺り、市長のほうから、実際に陳情行っていた中で、どのような感触かというのは、ちょっとご意見、ご所見をいただけたらありがたいんですけども。

吉村委員長 阿古市長、お答えになれますか。

阿古市長。

阿古市長 こちらの道路は、わかくさ国体、前回、奈良県が国体あったときにはできると言われた道路でございますので、もうかれこれ30年ぐらいいは、計画ができてからたつ道路であります。そのことは常に申し上げているところです。ただ、なかなか用地の見通しが立たない中で、事業は進展してこなかったという事実があります。その中で、用地につきましては、うまくいくのではないかという中で、近年、非常に用地測量に入った状態で説明会も開かせていただいたというところであります。議長がご心配になられているのは予算の配分の話です。そのことについて、実は陳情に上がりました。今現在、道路といいますと、どうしても京奈和自動車道の道路のほうの圧倒的な予算確保がされている状況の中で、時期が完成してからということになれば、かなりやはり遅れてしまいますので、並行した形で何とかならないのかということをお願いしているという今現状でございます。今のこの高田バイパス、非常に長い期間、今の状態といいますか、になっておりますので、できるだけ早い時期に解決していただけるように働きかけているというところでございます。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。住民の生活と密着した形で、ここ10年ぐらいい先を見越した計画であらうかと、私自身もそのように聞いているわけですので、予算があまりにも規模的に配分が少ないものですから、ちょっと先行きどうなのかなと心配をしておりましたが、市長の熱い思いは葛城市の第4工区、最後の工区のことですので、しっかりご陳情いただいて、一丸となって早期完成に向けて、やっぱり熱い気持ちを持っていかないと、なかなか実現に向けて遠くなっていくのかなというふうな心配も含めまして、今後また、市長の熱い陳情、また、我々も議会としてもしっかり住民の皆さんと、住民の皆さんも協力的なところは協力的であると。非常にそこに対してのご質問が多いんですね。そんなことも思ったら、地域の協力も進んでいくのかなというふうにも思いますので、ぜひとも一丸となって進めていかなければならない事業かなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

吉村委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 関連で私もちょっとお願いだけ言っておきます。今、市長からわかくさ国体とおっしゃいましたけど、これ実は昭和43年に事業化、要するに56年前に事業化されて、都市計画決定が52年前にされている道路なんです。やっぱりこの間、第4工区がずっと取り残しになっていまして、もう尺土駅前どころの話じゃなくて、もう半世紀以上前になった計画が全然動いていない。この道路を谷原委員おっしゃるように、どんだけの交通量かというところなんですけども、やはり京奈和自動車道と接続されて、なおかつ南阪奈道路もできたところから、やはり渋滞が目立つようになっております。特に葛城市は、この第4工区区間は通過道路という位置づけになってしまっている、山麓線がね。吉野方面に行かれる方、橿原のほうへ行かれる方、観光客も含めて、これはもう平日どころじゃなくて、平日はいろんな経済活動の車両も多いし、逆に土日になってくると観光の車が全て通過で利用されている形になってい

るんです。そこのやはり渋滞することによる経済損失は、かなり大きなものになっております。これを流すことによって、逆に言うと地元の方も、やっぱり生活しやすくなるのは間違いないので、細かく言うと、やはり不利益を被るような方も当然いらっしゃいますけども、大きくやっぱり長い目で見て、葛城市、それから地域住民の生活の向上、ここに書いていますように、救急車両とかの妨げになっているという事情もありますので、やはりここは市長もっと情熱を持っていただいて、もう一刻も早く、早期開通をお願いしておきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 この地図を見せてもらったら、當麻のところら辺だけの地図やねんけど、旧磐城のほうの弁之庄までの地図か何かと、先行買収できているところもあるやろ。そういうことも分かるような地図、一応出してもらわんかったらちょっと分かりにくいと。磐城のほうで行って、どないなっとなのということをよう聞かれるわけやねんけど、やっぱり。それやから、市長、先ほど説明してもらったように、道路自体を造るのに大きな反対はなさそうな感じやねんけど、ただ、いざ買収になったらいろんな条件が出てくるというのは事実あるとは思いましたけど、できるだけ早く、高田バイパスの予算の金額を聞いたら僅かな金額やけど、奥本委員もおっしゃるように、もう既にできている計画やと、我々子どもの時分から聞いているわけやな。これがもうまだ高田バイパス自体が當麻までで終わって、そこから何も手がついていないというのは、どうもその辺も、県も含めて、道路行政に力が入っていないんかなと思うようなところがあるので、ちょっと市長、またご足労願いますが、できるだけ早く、やはり山麓線自体も、通行量からいったら、やはりそれを当初の計画どおりに、高田バイパス、弁之庄までの区間、早く進めてもらうようによろしく願いいたします。

それと、この図面も含めて、その辺も含めて図面をまた出してもらえたらありがたいなと思います。よろしく願いします。図面だけちょっと出せるかどうか、それだけ。

吉村委員長 図面の件について、安川部長、ご答弁お願いします。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。

西井委員のおっしゃっておられた買収済みの地図ですかね。それについては、それを前の委員会でもそういう質問があったので、問い合わせたんです。ただ、それについては、どこまで買収できているか、どこの場所ができているか、できていないかの地図は、買収の協議もありますので、ちょっとそれは出せないというところでございました。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 道路用地の地図と、どの辺が買収できているかが分かる範囲だけでも、ちょっと線を入れてもらたやつを出せたらお願いします。

以上です。

吉村委員長 これ委員からの要望ということで。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 今回、初めて大和高田バイパス都市計画類似案ということで出てまいりましたので、改めて165号線について、やっぱりきちっと経過についてお聞かせ願いたいと思います。というのは、長年この第4工区が止まっていたというお話がずっと出ております。なぜ止まっていたのか。これが1つ。これちゃんと話してほしい。何で止まっていたんか。ほんでこれ都市計画道路が変更になっています。なぜ変更するのか。これで物すごく生活、変わる人が出てきます。これまで都市計画道路にかかっていたのに、かからなくなる人、あるいは逆にかかる人。私は、これはちゃんと説明しなければ、何か進めてください、進めてくださいと言っているけれども、当事者の方、大変なことですよ。この都市計画道路が変わったということは。人生の設計変わるわけですから。だから、これ議会としても、もちろんこれ将来のことを考えて早く進めていただきたいというご意見があるのは分かるんですが、もうちょっと丁寧に、なぜ止まっていたのか、なぜこの案になったのか、どのような形で大字等も説明をされてきているのか、そういうことをもうちょっと説明をできたらお願いしたいと、調査案件に上がっていることですから。だから今後、これでいくのであれば、地元の方で同意されている方もいらっしゃるでしょう。でも、そうでない方もいらっしゃるんで、やっぱりそこは、議会としても丁寧に私は議論を進めていくべきだと思いますので、そもそもなぜこの計画道路を変えることになってきたのかということも含めて、お時間取るとは思いますけれども、お話しできる範囲でご説明をまずお願いしたいと思います。

吉村委員長 理由につきまして、どこまで市でつかんでおられるかのことも含めまして。

安川部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。

谷原委員の質問についてですが、なぜ都市計画決定線を変更するのかというところでございます。これについては、そもそも五差路案で路線が確定していたところを、事業に当たしまして、警察等々の関係機関との協議の中で、四差路案が安全であるとか、渋滞の件とか、いろいろありまして、四差路になりました。四差路になったことで、都市計画決定線を変える必要があることになりました。というのが、五差路案であれば、水色がそそののラインであって、交差点というのは極力直角に交わるというところに警察の基準がありまして、極力直角で交わらせるようにというところがあります。ですので、四差路案になったことで、山麓線は接続しないことになりますので、県道当麻寺線、それに対して極力直角に交わるようにというところから、計画決定線が変更になったということでございます。

吉村委員長 止まっていた理由については、どの辺りまで。

安川都市整備部長 止まっていた事由については、ちょっと今この場では、把握はしていませんが。

吉村委員長 ちょっと難しいということね。

安川都市整備部長 把握していないというか、今この時点でちょっと説明できませんので、また、今後の協議会の中で話させていただけたらと思います。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 私、今の説明で大変問題があるなと思ったのは、これ、警察が認められないような都市計

画道路の線引きを国土交通省がやったということの理解でいいわけですか。今の答弁だと、そういうふうに聞こえるんですよ。つまり、なぜ五差路案が四差路案になるかという、先ほどあったように、交差点の在り方について安全性が欠けるということで警察から言われたから変更した。そういう線引きをやっとるわけですか、国土交通省は。それは問題ですよ。何でかという、線引きが変わることによって、都市計画道路の中に建設するということになったら、将来家を土地をどう利用するかということについて、これはやっぱり地元の人はそれを計画道路を見てやるわけですから。それがこんなことで変えられたら、たまったものじゃないですよ。ちょっとそれ納得できないので、本当にそういう理由なのか。そうであるなら、私は確認しますよ、国のほうに。そんなことで国土交通省は都市道路計画をやっているのかということね。

吉村委員長 これについて。

安川部長。

安川都市整備部長 当初、昭和43年ぐらいの警察の基準が現在の基準に合わなくなっているというところから、四差路ということになったと国道事務所からは聞いております。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 そうやって時の基準が変わって、変わると。でも、それで住民の方は多大な迷惑をこうむりますよ。本当にこれ見てもらったら分かるけど、かかる家、かからない家、微妙なところで変更になりますよ。私、直接聞いたことがあります。だから家を建てたと。子どものためにも家を建てたと。計画道路にかかっていないから、かからない範囲で建てた。今度これ変更でかかると。これどういうことですかと聞かれました。それが、説明がそういう説明であれば、それはやっぱり国がちゃんと責任持ってもらわなあかんという話になりますよ。だから、そういう問題があるということなんですよ、この都市道路計画変更ということはね。

市長、この案で市長は推進するということで陳情に行かれているんですか。そもそもこの案で、こういう案で葛城市としても行こうと。それとも、ほかにも考えられる案があるのかどうか。どういうふうに市長は、推進というのは、これはもう国土交通省の計画道路で、毎年事業を継続するかどうか、国でやっていますよ。それ公表されていますから、私どもも見ています。毎年、これは継続していきます、継続していきますということやから、第4工区は絶対造るという意味は国があるのは分かるんです。実際それで用地買収も進めていっておられるし、国の事業としてやるということだから、多分やっつけられるんですよ。でも、私ども言うのは、地元の住民のご協力とか納得とか、利害関係にある人にとって生活が変わることについてどうするかとか今後出てきますので、だからその点について、まず市長は、この案ありきで行っておられるのかどうか、これだけちょっとお聞きしたいと思います。

吉村委員長 その事実確認だけ。

阿古市長。

阿古市長 どこまで申し上げたらいいのか、また、私の記憶の中で、これ非常に長い期間の話ですので、行政に関わっていないといえますか、一般の町民であったときの記憶の中でも話ししないといけないのかなと。ですので、ちょっと委員会の席でいいのかどうかというのは悩んで

いるんですけども、当初この計画があったときに、地元から反対がありました。その中で私の記憶の中では、特に當麻交差点、當麻の参道の交差点が五差路になるというところで、地元の地権者並びに地元からの、やはりそれが問題であるという形の話があったように聞いております。そのために、地権者等の了解もいただけないままに工事が進まなかった、止まってしまったと聞いております。ただ、その間に、部長が言いましたように、長い期間ですと、交通量も当然変わりますし、社会そのものが変わりましたので、警察の基準の考え方も変わったんやろうと思います。ですので、今ですと五差路は難しいというのはまさにその部分かと思っておりますけども、それが期せずして、五差路でなければいけないのかというところで、新たに地元の説明に入ったように聞いております。

それで、一応地元のほうとしては、それで了解といいますか、いただけたようには私のほうは聞いております。実際に私は説明会に行くわけではございませんので、報告としては、そのような報告をいただいておりますが、国のほうはこの計画でいきたいというように聞いておりますが、ただ、当初、地権者との軟化の話の中では、まだイメージとしては五差路のイメージの中での軟化があったようでして、路線が変わることによって、その辺のまた意見が出てきているようにはちらっとは聞いておりますけども、その辺の話というのは今まだ協議中やと思います。やはり道路事業というのは、私たちがよく聞くのは、地権者との交渉が終われば、ほぼといいますか、ある程度の割合の事業は終わったという認識であるような、地権者との土地の収用というものが一番大切といいますか、一番時間のかかる部分だと聞いておるところでございます。私自身が、国土交通省が引いてきた線で地元の説明会に入っておりますので、その図に沿った陳情をしておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 市長からの丁寧なご答弁ありがとうございます。今後、事業がどういう形で進むにしても、やっぱり地元の方々の協力ということが要すると思いますので、五差路については反対運動もあったという中で、こういう流れになってきているということを我々も理解しておく必要があるんだなと思ひまして、お聞かせ願いました。ありがとうございます。

その上でなんですけれども、事業計画の中で、国土交通省が事業の継続をするかどうかの評価について、これはホームページ等で過去の分も見ることができます。その中で私が見まして、なるほどなと思ったのは、山下市長の時代は、これについてはあまり積極的でない。つまり、山下市長の名前ないですよ、でも、地元の市長の協力について、得られるということについて、これが確かでない。ところが、阿古市長が代わられて、これはそういう記述はなくなっていますので、陳情もされていることですから、推進ということは分かるんですが、なぜ山下市長がそういうふうにされていたかというのは、まだ道の駅事業があつて、交通量の流れがここで大きく変わることに對する心配があつたからということが分かります。私はその事業計画、継続計画、国土交通省がどの道路事業を継続するのか、中止するのかというものの評価、それについての文書が出ております。過去の文書を見ますと、そういう形で、地元の市長の態度ということで、ちょっと難があるということがあつて、私は道の駅の

ことが大きいんだろうと推測しているわけですがけれども、だから、先ほど言いました交通量の問題、この交通量の問題がどうなのかということは、私、非常に大事なところなので、これを1つ、ぜひお願いしたいということと、もう一つは、実は賛成の方もいらっしゃるんですけど、もちろん、でも反対の方もいらっしゃるんですよ。その反対の方の中には、例えば、この地域ではなくて、もっと弁之庄のほうの近いところら辺の方でもいらっしゃるんですが、1つは、これはお願いということになるんですが、山麓線、今、香芝のほうから當麻寺のほうまでできていますよね。高田バイパスとして広い道路ができています。その道路のときに、農家が農地に、例えばトラクターとか、田植機とか横断するということがあります。そうすると、もうこれは国道でバイパス道路ですからという理由で、信号がもう当初つかない。ついていない。そうすると渡れない。そういうふうなことがあって、もうその信号を造るのに相当苦勞されたということを知っているんですね。それが事実かどうかというのは確かめていただけたらいいと思うんですが、だから、この南側のところも、弁之庄まで当然農地がたくさんあります。だから、そういうところら辺も、進めていくなら進めていくでも、そういう、なぜ地元の方はどういうことを思っておられるかというのを、やっぱり丁寧に酌み取って、それをぜひ市としても、国土交通省のほうにおっしゃっていただきたいと。道路を通せば、それは発展するから、通せ、通せと言うのはいいんですけども、それに関わってどういう影響が出てくるか。これについては、やっぱり丁寧に聞き取っていただきたいということをお願いしておきます。国土交通省が本来やることも分からないけども、地元として、そういうことにきちっと陳情にも反映させるようにしていただきたいと思います。

吉村委員長 じゃ、次、ほかに。

西川副委員長。

西川副委員長 谷原委員がおっしゃった山下市政のときに、道の駅かつらぎがそこに事業があるから、ここのバイパスを進めるのが積極的じゃなかったと。これどっかに書いてあったんですかね、こういうの。書いてあったんですか。

(「国土交通省の評価」の声あり)

西川副委員長 国土交通省のそういうふうにもろにそういうふうに書いてあったんですか。だからそういうことは、ちょっと推測や思いますので、僕としたらあんまりやっぱりそういうことを推測で言われるのは、あんまりよろしく、これ議員間討議がないから、今ちょっとそういうふうに聞きたかったんです。何かにちゃんとあるから、この事業はストップしていますねんという、ストップというか積極的じゃないですねんとちゃんと書いてあんなやったら、それはおっしゃって当然なんかもしれんけど、推測で言われるのは。

吉村委員長 ちょっとすいません。議員同士で。

西川副委員長 ちょっとその辺を聞きたかったんです。そやから、載っていないということですね。別にそこ。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 文書を持って来ればいいことなんですけども、その地元の首長の態度についても評価しているわけです。つまり協力的か、そうでないかということについてね。それについては、言

葉としては、僕ちょっと今正確には言えませんが、協力的であるというふうなことでないということなので、それは書いてあるんです。だから道の駅がどうのこうのということは、私のそれは推測ですというふうに申し上げたとおりです。だから、首長の態度によって、やっぱり国土交通省も地元の協力なしに進められないので、地元の市長がどういうふうな態度でいるかということは評価してはるわけです、それなりにね。その中で、そういう評価があった中で、市長が代わったということもあって、その評価も変わっているということは、これは出ていますので。だから道の駅については、多分私としてそうだろうと。

吉村委員長 もうちょっと事実と推測と。

谷原委員 だから、私がそれで推測して気になるので、道の駅に対して車の流量が減ると。あちらの方向に向かう車が明らかに……。

西川副委員長 分かりました。推測やったということ。

(発言する者あり)

吉村委員長 分かりました。推測の分は。

奥本委員。

奥本委員 議事進行の動議を出したいんですけども、この場合は推測でどうのこうの物を言う場じゃなくて、やはり今事実を確認しているところなので、そこはやっぱりこの辺は控えたほうがいいかな。それと、地元の説明とかおっしゃっていますけども、これについても、やっぱり地元では説明をされています。国土交通省も来られています。その席に原課の方も来られています。その辺のこういう形で説明されたということもおっしゃったほうがいいと思いますよ、私。その辺りも含めて、ちょっと今ここで、先ほど市長のお話もありましたけども、委員会で出せない話は当然あります。国の事業なので、当然その国の事業を差し置いて、ここで先に話、話せないことも当然あるわけですから、そこを指して、やっぱりちょっと説明が不足とか、それもやっぱりおかしいと思います。やっぱりみんながみんな反対しているわけじゃなくて、先ほど説明あったように、地元の説明会ではおおむね同意を受けたということで今おっしゃっているわけですから、そこは事実なんですよ。でもやっぱり反対してらっしゃる方もいるのもそれは事実ですけども、それが大きな声ということもここで言うべきじゃないと。そういうことを言っていくと、そもそもこの国道のところ、今、當麻寺交差点まで来ていますけども、ここまで延伸するまでの間、當麻寺北交差点から當麻寺交差点まで行く間にもすごい時間かかっているんです。その辺の理由までやっぱり遡って話せんとあかん事情になってしまいますので、そんなん私もここでも言えませんが、それを今から蒸し返してどうのこうの、同じことがやっぱり前市長がどうのこうのも、それもここでする話じゃないと思います。その辺の采配をお願いします。

吉村委員長 西井委員もお願いします。

西井委員 副委員長の発言の中で、関連として、たしか私、当時の山下市長と一緒に県庁とかいろんなところに、正月の挨拶かな、寄せてもらった中で、国道事務所の関係も、その中でやっぱり高田バイパスの話をできるだけ前へ進めてくれという話は、市長はやっぱり言うてますねん、はっきり言うて。それ一切していないような感覚で言われたら、ただ、その当時はたし

か道路とかいうのが国全体としても、あまり力を入れたらあかんような世論があったと。景気やいろんな関係でね。そやから、私も陳情とかいうのを一緒に行ったときには、やはりその担当のところでは、できるだけ早く進めてくださいという要望はしていたということは事実でございます。それだけちょっと発言の中で、ただ、各大字の区長とも話合いした中でも、一応しているわという感じになったら軽くやっているだけかというふうに感じるということは、感じたことを書かれたことで言われるんやったら、本人の本音も違うことになるから、ちょっとその辺だけご留意願いたいなと。

吉村委員長 分かりました。今し方、奥本委員からも動議出されましたけど、この場といいますのは、今、私ども委員会の委員は、市の行政に対して聞いていますので、行政が現在知り得ているとか、あるいは、話せる内容について質問を行う場ということになります。このところの推測とか、そういうふうなことが入ってくることになります。私もその辺りはきちっと気をつけて采配をさせていただきたいというふうに思います。

ほかによろしいでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと私も、これを反対の声を大きくして止めるなんていうことを私も言うているわけじゃないわけですよ。やっぱり賛成の方もあれば、反対の方もいらっしゃるって、特に反対の方の中には都市計画道路が大きく変わることによって、大きな問題が起きるということで、それで、心配されている方もいらっしゃる。私はそういう声を丁寧に、やっぱり市民の不利益になるんですよ。都市計画道路を変更するということは。市民の不利益に対して、例えば市長なり、行政がどう臨むのかということのを抜きに、事業を発展させるために進めていくというのは、私はあってはならないと思うので、そこは奥本委員にちょっと今おっしゃったけれども、私としては、止めるために反対の声を大きくしてということじゃなくて、やはり反対をされている方のそういうことも含めて、本当に利益をしっかりと守るという立場に立って、丁寧な対応をお願いしたいということで述べているわけです。道の駅の件も私心配しておりますので、ぜひ交通量のことも含めてお願いしたいということでもありますので、そこはちょっと、言葉は非常に、推測ということになりましたことについてはおわびいたします。不適切であったと思っています。

吉村委員長 承知しました。委員会は公開の場でございますので、やっぱり慎重に皆さん、お願いできたらありがたいというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、2、都市計画法第34条第11号の規定に基づく指定区域の変更についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

協議案件となっております都市計画法第34条第11号の規定に基づく指定区域の変更についてを説明申し上げます。

都市計画法第34条第11号指定区域の変更につきましては、都市計画法の一部改正に伴い、防災ハザードエリアを含む区域の除外と、無秩序な宅地開発を防止するために、指定区域における宅地と空地の割合である集積率を50%以上に引き上げる指定区域の変更を行う必要がございました。災害ハザードエリアを含む区域の除外については、令和3年度末でその除外が完了しております。本日は、集積率の引上げに伴う指定区域の変更の結果を報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

吉村委員長 竹本都市計画課長。

竹本都市計画課長 都市計画課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

まず初めに、本日配付の資料のご確認をお願いします。まず、クリップ留めでさせていただいている部分の資料でございますが、こちら資料の1は、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の改正について等記載された区域見直しに係る説明会資料でございます。資料2のほうは市内全域の区域位置図であります。その次が資料3-1から3-3につきましては、今回変更がございました各地区の詳細図であります。そして、別の青の回収会議資料のファイルに資料4としまして、葛城市の都市計画法第34条第11号区域における指定状況一覧を付けております。その6点でございます。

なお、この資料4につきましては、指定状況一覧については、本会議の終了後、回収させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

それでは、集積率引上げに伴う指定区域の変更結果をご報告申し上げます。

まず初めに、指定区域の変更が必要となった経緯についてご説明させていただきます。令和3年10月に奈良県から、社会情勢の変化に伴い、都市計画法第34条第11号指定区域の見直しが求められ、その際に、集積率の基準として50%以上が示されました。その後、令和5年4月に奈良県から具体的な指定区域の変更方針がガイドラインとして示されました。それを基に各大字と協議をしながら指定区域変更案を作成し、その変更案を令和5年11月28日開催の葛城市都市計画審議会において、付議案件としてご審議いただき、原案どおり承認されました。その答申を受けまして、奈良県に報告を行いました結果、奈良県において、令和4年4月1日付で公示されました。

それでは、本日配付の資料に基づき、具体的な見直しの内容をご説明します。

まず、資料1をご覧ください。こちらは、②の赤で囲みをしている箇所は、集積率引上げのイメージが示されますので、ご確認ください。

次に、資料2をご覧ください。こちらは葛城市全体の区域図、位置図となっております。赤く塗られた部分が前回、令和3年度時点で除外となっている部分で、今回の変更で除外される部分が青色の部分でございます。今回の変更で指定区域として残る部分はオレンジ色の部分となります。それぞれ地区名を掲載しています。中戸地区、大畑地区、北花内、笛堂地区が変更のある区域でございます。

次に、資料３－１から３－３をお願いします。こちらは、各地区の詳細図となっております。それぞれ、先ほどの位置図と同様に、今回変更がある箇所については、青く塗った箇所が今回除外される部分でございます。オレンジ色に塗った箇所が残る部分でございます。赤く塗った部分が前回に除外された部分となっております。資料３－１の中戸地区につきましては、区域内の第１種農地約5.7ヘクタールを除外することで、集積率の引上げを行っております。

次に、資料３－２の大畑地区につきましても、区域内の第１種農地約1.68ヘクタールを除外し、集積率の引上げを行っております。

次に、資料３－３の北花内地区と笛堂地区については、区域を統合し、区域全体の集積率の調整を行っております。

次に、先ほどの青い回収資料にとじております資料４をご覧ください。こちらは、葛城市の都市計画法第34条第11号区域における指定状況の一覧でございます。こちらは令和４年４月１日時点での指定状況でございます。今回見直しました一覧表の上から３段目の10－５の中戸地区、番号10－12の笛堂・北花内地区、一覧表の下から２段目の10－18の大畑地区のそれぞれの最終の指定面積、集積地の変更前と変更後を記載しております。今回の変更で結果、16地区で最終指定面積は全体252.8ヘクタールとなりました。

以上で、簡単ではございますが、都市計画法……。失礼いたしました。今現在の集積率の時点は令和６年４月１日時点での指定状況でございます。誠に申し訳ございません。訂正をお願いします。

以上でございますが、都市計画法第34条第11号の規定に基づく指定区域の変更についての報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

横井委員。

横井委員 資料２の笛堂地区の図面を見ていただきたいのと、資料３－３の笛堂地区の図面を見ていただきたいんですが、資料３－３の図面では、ここら辺に、資料２と比較すると赤色の部分がないんです。これはどういう意味なのでしょう。

吉村委員長 資料２と資料３－３で、赤色の部分が違って見えるけれどもという質問ですね。赤の塗り方が。理事者側から説明していただいて、塗り方についてちょっと。確かに色が違って見えます。

竹本課長。

竹本都市計画課長 都市計画課、竹本でございます。

確かに、３－３は、今回、最終残った指定区域で、全体の資料２であります赤の部分が３－３のほうではもう塗れていないので、ちょっと違うということで、比較資料としては抜けているというところで、申し訳ございません。

吉村委員長 ３－３は残っている地域だけあるということですね。横井委員、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようでありましたら、本件については以上といたします。

今、次あと3、4と残ってはいるんですが、ちょっと今もうお昼を回っておりますので、ここで暫時休憩を取りたいと思います。再開時刻につきましては、午後1時30分に再開をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

休 憩 午後0時13分

再 開 午後1時30分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、3、登山道整備計画策定に関する事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

登山道整備計画策定に関する事項についてご説明申し上げます。

本業務は、近年ハイキングや登山の愛好家が増え、多くの方が二上山や葛城山に登られている状況でございますが、登山道が、昨今の線状降水帯によります大雨や台風の影響で荒廃しており、利用者にとって危険なため整備を行う計画を策定する業務でございます。併せて、登山客が増えることにより、市内で食事やレジャー、さらには宿泊施設の需要が高まっていけば、新たな産業の創出につながることも期待し、本計画を策定したものでございます。

計画するルートは2本の候補がございまして、1つ目は、二上山におきまして、ふるさと公園から馬の背に向けての非正規ルートを整備し、正規ルート化を目指すコース、2つ目は、葛城山におきまして、荒廃している二塚古墳から布施城ルートを麓からダイヤモンドトレールまで整備し、登山愛好家だけでなく、歴史愛好家にも気軽に登れるコースとして整備をするものでございます。両ルートともに国定公園内にあるため、整備を行うためには、奈良県を通じて国の自然環境整備計画への申請が必要となります。本業務は、その申請に必要な事業費の試算等を行うための計画を策定したものでございます。

なお、資料につきましては、計画概要版を配付させていただいておりますので、詳細につきましては、課長のほうから説明させていただきます。

吉村委員長 増田商工観光プロモーション課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

登山道整備計画策定業務につきましては、基本計画書の概要版に基づき説明をさせていただきます。先ほど部長からも説明がありましてとおり、本計画は、自然環境整備計画への補助金申請に必要となるものでございます。

まず初めに、A4、1枚物の位置図をご覧くださいませでしょうか。上の赤い丸で囲んでいるのが、二上山ふるさと公園～馬の背ルートで、下の赤い丸で囲んでいるのが葛城山布施城ルートでございます。この2つのルートが、本計画におきまして整備を予定している登山道でございます。

次に、概要版7ページの計画対象ルートの特徴をご覧くださいませでしょうか。

1つ目の二上山ふるさと公園～馬の背ルートは、二上山ふるさと公園内の展望台から馬の背へと続くルートです。現在は、いわゆる非正規なルートではございますが、二上山ふるさと公園内から登れることや、二上山山頂までの距離が短いことから、幅広い年齢層を対象とし、登りやすく身近な登山ルートとして整備することにより、正規ルート化を目指すものでございます。

なお、このルート付近には、二上山ふるさと公園と道の駅ふたかみパーク當麻の2つの公共施設の駐車場が併設されておりますが、登山者用の駐車場ではございません。しかしながら、この駐車場を利用している登山者の方も多く、登山道の整備に加え、駐車場の整備も今後の課題でございます。

2つ目の葛城山布施城ルートは、布施城跡から葛城山のダイヤモンドトレールへと続くルートでございます。二塚古墳や布施城跡など、歴史的施設が沿道に立地していることから、寺口駐車場から現在荒廃している布施城跡までのルートを整備することにより、登山愛好家だけでなく、歴史愛好家などにも気軽に訪れていただきたいと考えており、勾配のきつい箇所に階段や手すり等を整備するものでございます。工事の概要といたしましては、安全かつ快適に登山を楽しんでいただけるような整備として、階段の高さが高くなり過ぎないように保つための改修、階段損傷の原因となる雨水対策の実施や手すりの設置、また、道に迷わず、危険を回避するサインの設置、さらには体力を回復したり、眺望を楽しんでいただくための休憩施設として、ベンチやテーブルを比較的平たんな箇所に設置する計画となっております。

次に、20ページと21ページをご覧くださいませでしょうか。こちらのほう、2つのルートそれぞれの概算工事費が算出されておまして、工事価格はピンクの色がついた部分となっております。二上山ふるさと公園～馬の背ルートにつきましては、約2億4,278万円、葛城山布施城ルートにつきましては、約2億1,834万円となっております。

最後にスケジュールでございます。ページを1枚めくっていただきまして、22ページと23ページをご覧ください。2つのルートそれぞれの工区ごとの区間距離と直接工事費の概算額が記載されております。各ルートともに4工区に分けての施工を予定しておまして、さらにページをもう1枚めくっていただいた24ページ、ちょっと横書きになりますけれども、こちらのほう、合計9か年での整備計画を想定しております。

はしりながらの簡単な説明ではございますが、登山道整備計画策定業務に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。ないですか。

西井委員。

西井委員 この前言っていたように、本道の二上山の話はどないか進めたんか。ちょっと検討されたかどうか返事してもらいたい。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。

ただいま西井委員のご質問でございますが、先日、過去の経緯を知られるという方2名様

から、過去の二上山雄岳の入山料というんですか、美化促進料というそちらのほうのお話を
させていただきました。そちらのほうを伺わせていただいたところ、現在は徴収を行って
おりませんと、今後も徴収はされないであろうということのお話を聞いてきました。

以上でございます。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 そういう予定やったら、今後、結局二上山というのは雄岳が中心やから、本来やったら雄
岳に登ることも検討してもらえんかどうか。それがやっぱり昔からの本筋やと思うねんな。
その辺どういうふうな計画を持つのかどうか。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 先ほどのご質問でございますが、二上山の正規ルートといたしま
しては、委員がおっしゃられますように、二上神社口から雄岳までのルート、こちらもござ
います。ただし、これだけではなくて、当麻寺駅から大池を通して、祐泉寺から岩屋や馬の
背へと続くルートに関しまして、今の市におきましては、正規のルートと考えております。
あと、岳のぼりに関しましてですけども、こちらのほうにつきましても、現在では、大池の
ほうで受付や抽せん等の配布を行っておりますので、雄岳に登るのか、雌岳に登るのかとい
うのは参加者の判断に委ねている状況でございます。

以上です。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 参加者がどうより、本来の姿というのもやっぱり歴史的には残さんなんやん。その辺で、
もうここから岳のぼり、雌岳のところでやってくれてるってかまへんねと、今の返事はそう
いうことやろ。やはり、岳のぼりというのは、雌岳に登るのは違うよ、本来は。その辺を理
解して今の答弁しているのか。やはり昔からの歴史というのをもっと尊重すべきやろ。

吉村委員長 ルートが行政としてどれが登山者の……。

西井委員 行政が進めんのやったら、その辺も含めて考えるべき違うの。

吉村委員長 ご意見として。

西井委員 意見として言うてるけどな。今の答弁やったら、何も考えていませんねと。そこへ登っ
ているから、當麻町の時分からそれになっていますよって、そんでよろしいやんか言わんかば
かりの返事や。ところが、岳のぼりというのは昔から言うたら、子どもにも教育の中で伝統
を守るという考え方もある。それと、美化促進協議会か、香芝市と当市と太子町、香芝市の
ほうは、二上山駅から登って行くルート、そのルートのほうはもう関係ないねと。2市1町
で、また大阪府、奈良県とも協力してもろてやっている事業、そなん関係ないねと。

吉村委員長 今、行政の私聞いている限りにおいては複数のルートがあつて……。

西井委員 それもう委員長、構へんねん。そういうことも含めて検討せんなんのに、一切そういう、
香芝は登られるところは、雄岳のほうに登られようと何しようと、どんな道登られようと
関係ないんでと。という返事に聞こえるやん。もっとしっかりと、せっかくつくんのやっ
たら、ほかの市町村も含めて、一緒にやっていることの歴史も含めて検討すべきやろうと。
これは、この前から言うてんのはそういうことやん。だから、今の答弁でしたら、聞き捨てな

らへんと。ほんまに。もともと料金とかあるよって、當麻町としては雌岳のほうに変えはったわけやねや。料金取らんといってくれという交渉しながら、決裂したわけや。今のところ取らはるような雰囲気じゃないよってという話聞いてんのやったら、今の答弁と全然関係ないやんか、もうはっきり言うて。もうちょっと歴史を踏まえて、歴史を大幅に変えるようなことを行政がやってええんかどうか。ほんまにその辺真剣に考え、せっかく子どもとかの教育の中でも、雄岳のほうがもともとあれやのに雌岳に変えて、ほんでおまけに美化促進協議会、大池のところでくじ引か何か渡していますので、そんでよろしいかなんて、そんなおかしい話ないでと。どない思ってるか答弁してや。

吉村委員長 3回目ですけど、答弁。

植田部長、お願いします。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

今のただいまの雄岳の登山道でございますけども、正規ルートとして雄岳の登山道、2つあるという認識をしております。まず、馬の背に登って、馬の背から雄岳の山頂へ登るルート、これも正規ルートやというふうに考えております。こちらのルートにつきましては、大部分が大阪府の領分になりますので、こちらにつきましては、二上山美化促進協議会、これありますので、こちらの幹事会のほうで、その整備のほうは検討していきたいと考えております。

それから、委員おっしゃっております二上神社口駅から雄岳の山頂へ向かう、これも登山道、正規ルートというふうに認識をしております。昨年の6月の大雨による被害がありまして、そちらのほうでも改修のほうをさせていただいておりますし、ともに大事な登山ルートやということで認識はしておりますので、今後も、こちらのルートをおろそかにするというわけではなくて、ともに葛城市の登山道としてやっていきたいと。今回新しく正規ルートを目指すわけですが、そちらのほうのルートも整備をしていきたいという考えはございますので、そちらでよろしくお願いいたします。

吉村委員長 どちらも大事だということで。じゃ、一言だけ。

西井委員 部長の今の答弁で、もうこの計画だけ、どうやこう言うよりも、その辺の認識だけ、担当課としてはしっかりと持ちながら、いろんなルートの中で、観光客もけがせえへんようにということを検討してやっていってほしいと。

以上です。

吉村委員長 よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 幾つか質問させていただきます。

まず、一番根本的なところで、二上山は、金剛生駒紀泉国定公園に入っております。国定公園内で何らかの改変を伴う行為というのは、国の許可が要ると思う。その辺りもクリアできているのか、これがまず1点。

それから、個別のところのまずルート設定の中でも、二上山のところでお伺いしますが

も、今回の整備は、ほとんどというかまず私有地ですよね、全部、恐らくは。そのところの所有者の分析というか調査が終わっているということですが、その私有地に道路を通す、今現状でもうあるんですけども、そこを整備するに当たって、所有者の許可が得られる見込みがついているのか、これ2点目。

それから、細かいところで、整備内容、項目を見ていると、1つ欠けているというか、ないのがあるんです。トイレなんです。今現状、馬の背のところにバイオトイレだけがあるんですけども、このルートをつくることによって登山者が増えた場合のトイレ問題をどう考えてはるのか、この3点お願いします。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

ただいまのご質問でございますが、奈良県を通じまして、自然環境整備計画のほうに申請がまず必要となります。そちらのほう、申請が通りましたら、手続という形になっていくかと思われます。

2つ目でございます。所有者の調査のほうにつきましては、意向等、まだ何もしていない状況でございます。

3つ目でございます。トイレ問題でございます。今委員おっしゃられたように、確かにトイレのほうは今のところ馬の背のところに1つあるだけでございます。今回の計画におきましては、トイレのほうは、計画の予定としては入っておりません。

以上でございます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、国立公園は県のほうで許可をもらえたらいいという理解でよろしいですね。

それから、所有者のところはまだ全く何も進んでいないって。これちょっと意外なんですけども、まず、その所有者の了解ありきじゃないと、1人でもこれ反対されたら、このルートはもう絵に描いた餅になりますよね。9割方オーケーやっても、残る1割があかんって言わはったら、このルート自体を変えんとあかん話になりますよね。となると、今現状、この設定されているルートを、一部やっぱり急斜面があつて、変えようと思うとかなり迂回のやつを新たにつくらんとあかんところもあるんですよ。登られたら分かると思いますけど。そういうところのリスクある状態で、この整備計画、先にぼんと打ち上げて大丈夫、あるいはそういう状態で補助金が下りるのかどうかというのがちょっと疑問ですね。その辺、教えてください。

それから、トイレの問題、これはもう真っ先に考えておくべきことだと思いますよ。これ、人、ウェルカム、来てくださいと言っておきながら、トイレの問題が解決していませんというか、トイレどこ行ったらいいですか。登るときだけやっておいってくださいというわけにいかんと思います。現状、バイオトイレも1か所だけで、あれももうキャパオーバーで、もうご存じだと思います。だから、葛城市からだけ登られるんじゃなくて、大阪側からもそうですし、香芝のところからもそうやし、ダイヤモンドトレールを通ってずっと金剛山のほうから来られる方もいらっしゃるんで、やはりその辺のトイレ問題というのをある程度、最初

から計画に入れておくべきかなと思うんですけども、入れないままでこれやって大丈夫ですか。

吉村委員長 ちょっとその辺りお願いします。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 ただいまのご質問で1つ目の質問でございますが、申請につきましては、今のところ奈良県のほうに本計画のお話とかをさせていただいていたところ、令和7年度以降にしか申請のほうができないということでございますので、そこら辺につきましては、今後うちのご意見を基に、課題として対応のほうをさせていただくよう検討させていただきます。

2つ目のトイレでございます。先ほどちょっと馬の背のほうのトイレの説明しかなかったんですけども、今のところ、大池のほうにトイレがまず1つございます。こちらのほうにつきましては、本年度、看板のほうで、下のほうでトイレしていってくださいねという警告看板、2つほどつけさせていただいている状況です。もう一つ、二上神社のほうから行くルートにつきましても、神社の横にうちのほうで設置させていただいたトイレのほう、ございますので、そちらのほうも誘導できるような看板の設置を今年度中にさせていただきたいと考えております。あと、非正規ルートですけど、ふるさと公園のほうにも一応あると言えますので、トイレに関しましては、できるだけ下で行っていただくような広報活動をさせていただきたいと考えております。

以上です。

(「上を何とかせいと」の声あり)

増田商工観光プロモーション課長 二上山、上に関しましても、先日、大阪府のほうと奈良県のほうにも協議のほうをしに行かせていただきました。実際のところ、大阪府の土地にしか、今現在、置場というんですか、トイレを仮に新設で追加をしておく場合には、大阪の領内になってしまうというところもありまして、そちらのほう、ちょっと今、検討材料、研究材料となっております。

以上でございます。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 二上山のトイレ問題というのは、ここ数年、実は懸案課題として取り組んでおります。その中で、今現在のバイオトイレなんですけども、そちらのほうの設置を奈良県にさせていただいております。そちらの補助内容が、まだその期間が過ぎておりませんので、今現在のトイレは修理をしながら使っていくという作業しかできません。新設ということになりますと、場所を変えての設置という形になります。その辺の話を今、大阪府の場所といいますのは、奈良県側でない場所の設置も含めた中での検討ができるのかどうか。それと、業者のほうには補助事業の中で、トイレの建築といいますか、逆に言えばトイレトレーラーみたいなものがあるのかどうか、空輪のほうも含めまして、あらゆる観点から検討を重ねているところでございます。トイレの問題というのは非常に大きいございます。観光で来られた方、二上山、せっかく登られて、トイレがないねん、もしくは変な臭いがすんねんというようなことにな

らないように、万全を期して取り組みたいと考えておりますが、もうしばらくお時間を頂戴したいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いつ放しになりますけども、まず、令和7年度以降にということなので、その辺のこれからどう動いていくかはちょっと見守っていかないといけないんですけども、まずやるのであれば、さっき言った懸案事項、もろもろクリアしないといけないというところで、やっぱり一番最初に所有者の許可がちゃんとこれ全部取れるんかというのはやっぱり心配なんです。ある程度これ、進捗状況をまた都度教えてくださいね。

それから、トイレの問題、市長おっしゃるように、山頂のところは全て大阪府の領地になるので、葛城市だけの問題じゃなくなってくるなど、間違いないんです。先ほど、今現状あるところの大池、二上神社、馬の背、ふるさと公園とおっしゃいましたけど、これは既存のルート上にあるやつだから、新たにルートをつくるわけですから、それに見合ったトイレというのをやっぱり考えていく必要があるので、ここは非常に難しい話になるかなと思います。

それと、もうこれ関連してですけども、この新たなルートを整備するに当たって、これ見ていると、安全に正しい登山のためにというのも書いてありますけども、常々私、前も言いましたけども、特にこの今、非正規ルートでの遭難というか、救助事案が非常に増えているんです。県警とか広域消防も毎週のように出動されていますけども、そこに対する対策というのもちょっと今後盛り込んでいていただきたい。具体的には、県警がやっているのは登山届を出しましょうという啓発ですけども、それ以外にもいろいろあると思いますので、またそういうのも盛り込んでください。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

横井委員。

横井委員 この資料の20ページと21ページを比較していただきたいのですが、20ページのほうの全体数量のところのセルありますね。そこの左上に緑の三角マークが幾つか点々が入っています。しかしながら、21ページには入っていないです。

吉村委員長 これはエクセルの、これはちょっと。

横井委員 それと、気になるところは、仮設工事のところですが、モノレールの仮設箇所、単価が右左も同じ値段なのに対して、モノレールの運搬費が右と左で値段が違う。これはどういう、あくまでも概算と見たらいいんですか。

吉村委員長 運搬費の違いですね。今の質問はね。それから、これは、緑色の分については、これはエクセル作っているときの数値の入力のだけなので、と思います。今おっしゃっているのは、モノレールの運搬費の根拠ですか、これを聞いたらよろしいですかね。

横井委員 補足説明すると、要するにこれ距離によって値段が変わってくるはずじゃないんですか、一般論は。なぜ、この仮設工事費が一緒なのに対して運搬費が変わってきているのか。相關

性が取れていないんじゃないか。

吉村委員長 この仮設撤去工事とか運搬費の積算根拠、それをお願いします。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

ページのほうでいきますと、概要版の22ページ、23ページを見ていただいてよろしいでしょうか。そちらのほうに2つの工区、それぞれ4工区ずつの区間距離というのが示されているかと思います。先ほど委員おっしゃられたモノレールの仮設撤去費用につきましては、恐らく同額ということですが、モノレールの運搬費となりますと、この区間距離の延長の違いによって工事費の金額が変わってくるのかと思われます。

以上です。

吉村委員長 横井委員、よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくをお願いします。

1つ目は、協議会でも出ておりましたけれども、二上山のルートですけれども、既にもう既存の道が6つあると。今度は勝手道を新たに整備するということですが、この考え方、なぜそうするのか、なぜこのルートを新たに設ける必要があるのか、これを設けることによって、どういう事業効果を考えているのかということについて伺います。

それから、2つ目ですけれども、ランニングコスト、それに関わってですね。というのは、ベンチの設置とか、テーブルの設置とか、いろいろあります。こういうものをつけると当然、経年劣化してきますし、定期的に変えていく、あるいは登山道の整備についても、ランニングコストが発生すると思うんです。今ある道についても、やっぱり維持・補修が必要やと思いますので、これは寺口も新たに市が整備するということになれば、こちら辺のランニングコストを将来どう見込んでおられるのかということについて伺いたいと思います。

それから3つ目は、これは布施城ルートということで、寺口から登る分ですけれども、今でもそう多くはないと。確かに利用されている方が若干おられるんですが、私ここにも、今回2つ登山道整備するというところで、なぜこちらのほうもまた同時期に計画されているのかという、それがちょっとよく分からないんです。両方合わせると4億円ということで、国の補助金入れても2億円と、単費で近くは2億円以上いくと思うので、ランニングコストも含めて、こちらのほうの整備もやるということになれば、今後、ほかにも整備をしていくのかということも含めて、ちょっとどういう計画で、二上山ふるさと公園、二上山のところは人も多し、観光資源としても非常に高いものがあると思うんですが、寺口ルートのほうはどういうことでこちらを今回新たに整備されることになった、これも事業の目的として、どうなのかということをもう一回を確認したいと思います。よろしくお願いします。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

1つ目の質問でございますが、登山道を観光ルートに含めることによりまして、市内の周

遊と登山やハイキングを絡めたコースの提供が可能となったり、多様な観光客のニーズに応えることができ、今後食事や休憩場所、宿泊施設等への需要が高まっていけば、新たな産業の創出にもつながると考えております。また近年は、先ほど奥本委員もおっしゃっておられたんですけども、登山愛好家のほうが増えまして、多くの方が葛城山や二上山に来られています。それに比例しまして、遭難やけが人、急病等の消防署への救難の依頼も増えておりますので、こちらのほう、登山道を整備することによりまして、遭難の防止や万が一の場合の救難作業の迅速化とか、そういったところの効果があるかと考えております。

2つ目の、ランニングコストにつきましては、今後また課題といたしまして、研究のほうさせていただきたいと思います。

3つ目でございます。布施城につきましての話なんですけども、二上山のほう、ふるさと公園のほうのルートにつきましては、おっしゃられているように、今、非公式とはいいながら、かなりの登山者がご利用されているということで、そちらの整備をしたいというところで、あと布施城につきましては、現在歴史的な施設があるということもありますし、最初のほうにちょっと言わせていただいたように、登山の愛好家だけでなく歴史愛好家とか、そういったところにも訪れていただいて、新たな観光資源となり得るのではないかとということも考えております。葛城市内の登山道といたしまして、二上山への系統のルートと、葛城山へのダイヤモンドトレール、そちらのほうへのルートというのが考えられる中で、布施城ルートのほう、選定のほうをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 観光資源としてということで、考えておられるということがあろうかと思います。ただ、観光資源というと非常に葛城市たくさんありますから、限られた財源の中で、どこを重点的にやれば効果的かということは、やっぱり考えていかなければいけない問題だと思うんですね。1つは、二上山ふるさと公園につきましては、これ公園館の利用を私ずっと常々申し上げてまいりました。大変人が多いので、ビジターズセンターのような形で、ここを起点として、二上山周辺の観光も含めて、道の駅もありますから、ここは今でも多くの集客があると思うんですね。ここを活発にしていくということは分かるんです。それに関連しての質問になりますけれども、今でも駐車場、非常にたくさん多くて、しかも道の駅ふたかみパーク當麻のほうの利用よりも、無料で止められるということで、ここへ止めて登られると。多少買物はちょっとはしてくれはるんかも分からないけれども、もう長時間止めるということもあって、そうすると、新たにここをどう観光でやるかということ、ただ登山道の整備だけじゃないと思うんですよ、私。先ほど観光ということ言うんだったら。そしたら、そういうことも含めた総合的な周辺整備も必要なんじゃないかと思うけれども、これについてどうお考えなのか、二上山ふるさと公園のほうですね。これが1つ。

それから、これは布施城のほうなんですけれども、こういう石垣も残っていると。そうすると、ここを本当に観光資源としようとする、やっぱり整備ということもそれなりに要ろうかと思うんですね。登山道だけではなくて。あるいはそこに、ここは周辺何もお店もあり

ませんし、駐車場がありますけども、例えば、先ほどありましたようなトイレの問題とか、こっちはかなり観光資源にするには資金を投入しなければ、登山道は整備したけれども、利用者の方の満足度なり、集客という点でもどうかということがありますので。要は周辺の一体整備ということはどう考えておられるのか。観光ということと言われるんだったらね。登山道だけやったら、登山道整備しますと。登山の方にいろいろと便宜を図ります。それはいいんです。でも観光ということを言うんだったら、その周辺附帯の計画はどうなっているのかということについて伺います。

吉村委員長 駐車場につきましては、先ほども行政のほうから課題の提案はありましたけれども。

阿古市長。

阿古市長 まず、二上山のほうの話からさせていただきますと、やはりエリアとして、二上山ふるさと公園、「當麻の家」を中心とした観光資源の開発を1つの大きな目標にしております。ですので、今回のこの事業として上げておる計画は、あくまで登山道の計画ではございますが、当然のことながら、道の駅等も駐車場の問題があります。それと、ふるさと公園もこれから来客を望むべき資源だと考えておりますし、当然二上山もそうですので、駐車場の確保も、道の駅かつらぎと同じように、喫緊の課題であるという認識を持っております。今回の計画は、あくまで登山道の計画でございますので、そのことのみの報告になっておるところでございます。

それと、もう一つの布施城のほうなんですけども、こちらのほうは、実は今現在、布施城に登るルートが荒れております。もう近年の雨の降りよう、山の辺りの荒れようというのは異常でございますので、その整備の仕方についての1つの考え方でございます。ですので、その荒れたルートを通れるようなルートにまず戻す必要があるというのが大きな目的でございます。地域の方に非常にやはり歴史的価値を重く置かれる意識もございますので、そういうようなことも鑑みた中での今荒れたルートを修復するというのが、大きな目的でございます。

この登山道の問題というのは、採算ベースだけでは必ずしも乗らないという考え方を持っております。投資に対する回収率というのは当然悪いものですから、それはある種、行政として、その意味を考える必要があるのかなということを思っております。ですので、今回の2ルートにつきましては、目的とするものが違うということをご理解いただきたいと存じます。

大体以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけになりますけれども、私は二上山ふるさと公園周辺、加守から當麻寺にかけての周辺、大変美しいところでありまして、非常に観光資源としても、今でもたくさんの方が来られているわけです。自然教室も含めて、市民の方にもそういう形でいろいろ参画していただいて、講演会も生きていくというふうに、私は、あのエリアは非常に期待もしておりますので、ぜひ今回はこの登山ルートだけということですが、やはり総合的な計画を立ててほしいんですね。あっくら辺って本当美しいところだし、人も多いので。登山道も含め

て、その周辺をどう整備していくか。非常に美しい道もたくさんありますし、そういうことも含めてちょっと考えていただきたい。これは要望です。

それから、だから性格として寺口のほうは、また少し違うということでもありますけれども、私は例えば葛城山でも、近鉄が登山道ずっと整備しておりましたけども、いつときの、もう何年も前ですけれども、豪雨でもう流されて、近鉄は1つはもうしないというふうな形で。確かにお金もかかる、維持、ランニングコスト大変かかる中で、利用者の具合を見ながら、やっぱりそこは判断されてきたところはあると思うんです。布施城を整備する、じゃあ、布施城のところまでは行きましょうというのはあると思うんですが、そこから先の登山道までとなると、先々ランニングコストもかかっていく、いつまでそれをやっていくかということ考えたときに、私はちょっと時期が早いのではないかと。まずは二上山ふるさと公園、行政のほうも、まずここをしっかりとやっていただいて、そちらが先なのかなというふうな思いがありますので、私自身としては、この2つ、やっていくのがどうなのかなというふうに思っております。これは意見であります。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

西川副委員長。

西川副委員長 僕からは布施城のルートなんですけど、こっちは、馬の背ルートのほうは、當麻の道の駅のほうから行きますやんか。布施城のほうは、道の駅かつらぎからのこういうルートというのはなかなか難しかったんか、やっぱり何か道の駅から起点にするということも考えられたんかということちょっと教えてほしいのと、それと、谷原委員も今言わはったんですけど、僕はもっとこの、何でこの優先順位になったんかなというところが、9年かかるじゃないですか。これ、確かに単費で5,000万円ずつ、事業費の予算で5,000万円ずつかかっているということなんですけど、布施城、結構かなり後のほうになってくるので、どういう理由でこのふるさと公園のほうから優先的にやろうとしはったんかというところ、例えば何か地番とかがそっちのほうはもう確定していてとかいう理由なんか、何の理由でふるさと公園のほうから先にやっていこうというふうにしはったんかというところですね。

それと、あと1個は、市長、再三言うてくれてはる（仮称）西の山の辺の道の事業と、これ関わってくるように僕は持っていったほうがいいと思うんですけど、その辺も考えられているのかどうかと、これ市長から答えてもらったほうがええかなと思いますけど、その3点お願いします。

吉村委員長 最後だけ市長で。

まずは、増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

今の委員からの1つ目の質問でございます。道の駅かつらぎから布施城ルートという案ですね。ご意見ありがとうございます。今後の研究として、また考えさ……。

吉村委員長 検討はしたのかそもそも、それも含めて。道の駅かつらぎから行けるようなルートの検討とか研究とか、そういうのはされたんでしょうか。ちょっと待ちます。

増田係長。

増田商工観光プロモーション課係長 商工観光プロモーション課の増田でございます。代わりにお答えさせていただきます。

本案件を考える際に、それぞれ登山ルートをダイヤモンドトレールに接続するルートの中から、布施城、検討した上で布施城からダイヤモンドトレールにつながるルートを選定したものでございます。その中でも今回のルートに関しましては、ダイヤモンドトレールのマップにも載っているルートになっておりまして、先ほど市長からも説明があったように、登山道がひどく傷んでおりますので、こちらの道を整備するということで選定いたしました。

以上でございます。

吉村委員長 選定理由ですね。優先順位が何で二上山ふるさと公園。この今の質問の23ページを見ていただきましたら、今の副委員長の質問ですが、ここに23ページ、スケジュールの中のところに優先順位として二上山ふるさと公園～馬の背ルートを先行する工程とし、葛城山布施城ルート着工の際に基本設計の見直しを考慮するという一文があるので、これの理由ということであります。

阿古市長。

阿古市長 正直、登山道の整備につきましては悩みました。というのが、昨今の気象条件の中で、果たして整備をしてそれでいいのかどうか。というのが、また整備をしたらすぐ被災するという可能性がありましたものですから、その辺を悩んだというところがあります。それで、今回の布施城のルートもそうなんですけども、従来の登山道というのは、どちらかというと谷道といいますか、谷間の道が多いんですね。ですので、水が寄ってくる場所が多いです。ですので、その部分については修復してもまたいかれる。今の気象条件の中では被災する可能性が高いのかなという思いがあります。今回、それと別に二上山のルートなんですけど、これは谷道やないんですよ、実は。どちらかというと尾根のほうを渡って行くような道ですので、ですので、割合とそういう意味においては被災しにくいのかなという思いがあります。私自身はどちらを優先するというような指示はした記憶はないんですけども、いろんな判断の中からそうなったのかなということを感じております。2つ目は以上です。

それと3つ目の話なんですけども、私のイメージの中の（仮称）西の山の辺の道というのは、全ての観光資源を順に回っていくというのではなく、山麓を1つのハイキングロードで横切ると。その中で枝分かれをして、観光資源を回っていくというようなイメージです。ですので、北のほうから言いますと、二上山のふるさと公園の辺りというのは大きな観光資源であると考えております。ですから、そっちから来ますと、當麻寺、そのまま南向いて歩いていきますと、途中から當麻寺のほうに登るルートと相撲館に下るルート、それから、竹内のほうに渡って竹内街道の上下のルート、それから、そのまま横切って太田のほうに入りますので、道の駅かつらぎのエリアから、さらに最終的には笛吹神社までのルートと、必ずしも、全て曲がりくねったようなルートではなくて、できるだけ直線に近いようなルートの中で、枝分かれして、いろんな観光資源を回っていただくというイメージを持っております。その1つの北側のエリアとしては、非常にポテンシャルが高い観光資源であるという

考え方を持っております。西の山の辺の道というのはそういうイメージの観光ルートであるという考え方を持っております。

以上でございます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。優先順位については、市長、今おっしゃられたように、布施城のほうは谷になっていて、水で今ちょっと荒廃していつているところもあるけど、先に利用頻度が高いというか、こっちのまだ災害の少ないほうをしっかりとまず整備しようかというところかなというところで今聞きました。できたら僕も、両方同じようなスケジュールで進めるぐらいできたら一番いいのと違うかなと思うので、短縮してね。その辺、補助事業も絡んでくると思うんですけど、努力してもらって、ちょっとスケジュールのほう、両方同じぐらいのタイミングでできんのが一番いいかなというところで、これは意見ですけど、検討してもらえたらと思います。

それと、道の駅からのやつは検討、はっきりちょっと答えもらえてなかったんですけど、あんまり検討されてなかったということですかね。道の駅からの登山道というところをね。今あるルートというところで、それを選定されたということやったので、できたら道の駅も含めて考えてもらえたら、これありがたいなと。1回ちょっと検討してもらって価値あるのと違うかなと思うんですけど。その辺、もう一回ちょっとそれだけ答弁いただけたらなと思います。

それとあと、西の山の辺の道に関しては、今、市長のほうからしっかりと語ってもらいましたので、この登山ルートも含めて、西の山の辺の道は麓をずっと直線で歩いていくような、ここにもやっぱりたどり着けるように多分考えられると思うので、それについてはお願いをしておきたいなと思います。西の山の辺の道のルートとこれの相関性というところも含めて考えてもらえたらなと思う。

2点目の道の駅のやつ、検討できるかどうかというところだけ。

吉村委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

ルートの選定をする中で、当然道の駅からのルートも選定しましたがけれども、実際登った中で、登山道の整備をするにはかなり費用もかかるし、ちょっと道も荒れておるし、現実的ではないという判断の下に、今、道の駅のルートというのは断念させてもらったということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。1回検討されたということなんですね。ぜひとも、やっぱりこれを今のこのルートでいくのはいいんですけど、例えば次の西の山の辺の道のところから道の駅かつらぎのところは絶対通ってくると思うので、そこをつなぐというような形で考えてもらえたら、登山道にね。よろしいですか、それで。いいですかね。

吉村委員長 ということを要望されるということですね。ということで、要望ということで。もし何

か答弁ができるようでありましたら、いいですか。

阿古市長。

阿古市長 登山道としては、現存のものをやはり一旦は復旧したいと思います。道の駅かつらぎから麓までのルートはどうするのかということは、直近には考えていきたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 本計画、いろんなご説明があったんですけども、私の記憶に入らないうちで、この登山道の整備計画というのは初めて出てきた計画であると思います。非常にハードルの高い事業やなど。お金もようけかかるし、思い切った事業を仕はるねんというふうに思っているんですけどもね。登山、ここの計画の中で今回新しいルートをつくられると。このルートは、言っている登山道の整備とか、歩きやすくする工夫とか、今言う、異常気象による山の荒廃によるものの整備、これももちろん当然修理を、修復していかないといけないんですけども、いや、市長が先ほど答弁の中で、この目的は、登山、要するに観光等いろんなことがこの中には書いてあるんですけども、まず、登山道としての整備が大目的だというふうに言われたので、あえて、私の所見というか、考え方を申し上げるとなれば、登山をする方の目的というのが、非常にスリルがあり、山に対して、いろんな大変な状況を登っていくものの面白さとか、それが、そこを克服して頂上に登ったら非常に爽快な絶景が見えたりというような、そういう志向である。登山に来られる方、いろんな登山の仕方ってあるんですよ。今、よく関東のほうでも、山ガールがたくさん軽装で上がっていくような山からいろいろあって、それによって目的が、今回、もっと葛城市全体に波及するものだという形かなと思ったので、そのところは、市長の答弁では登山道を整理するんやということであったので、私もゆっくりと聞かせていただいていたんですけども、登山道の整備の中に、先ほど奥本委員が言われた私有地の問題もありますし、これは公として、しかも二上山に関して、葛城市だけがやっていかんなん問題なのかとか、そこらもやっぱりもうちょっと広域的な考えもしっかりと寄せて、単独でやっていく力がある、うちの財政ならいいんですけど、やっぱりこの登山道に全て4億円もかけるといって、これが果たして、この事業としての効果が大きくなるのかと。確かに新しいルートをつくって、古い、今あるルートが、既にあるルートを更にそことつながりながら1つのコースにしていくというふうな考えもあるとは思いますが、既にあるルートがそれほど荒廃している状況なのかどうかということも、もうちょっとチェックをして、修復と新しいルートの費用がどれほど違うのかとか、もうちょっといろんな方面から山道を整備するということには慎重に行ったほうがいいのではないかな。ちょっと登山だけの登山道だけに4億円もかけるといってのは、非常に財政規模大きいなと思って驚いています。補助金があるからというものの、一般道の整備もいろいろと市民の要望もある中で、今回は思い切った事業やなと思っているんですけども、課題もたくさんあるので、慎重にこの計画をまず立てて、できるかできないかということこれから考えていくんやというような考えであれば、それはそれで、ともにちょっと時間もかけてやっていくと。早急にできるもので

はない。

それともう一つ、森林環境譲与税という、今回これ45%ですか、補助金つく形なんですけれども、森林環境譲与税を今度、荒れた山の修復に充てられへんのかなというふうな思いもあります。これはもう今回から始まる非常に貴重な財源ですので、その辺りの考え方と今回の整備と、整備をするという観点から、どういう手法がいいかというところの、今まで考えてこられたと思いますので、その辺りの考え方をもう一回ちょっと教えていただきたい。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの1つ目の質問でございます。今後、また慎重に研究してまいりますので、またよろしくお願いします。

2つ目でございます。2つ目に関しまして、森林環境譲与税でございます。こちらのほうにつきましては、本来の森林保全の用途とはちょっと異なっているということもございます。また、本事業への適用が可能かどうか、こちらのほうも慎重に研究のほうをさせていただきまして、検討してまいりたいと思います。

以上です。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 1つ目のほうの、こちらのほうはちょっと話が大きいございますので、私のほうから答弁させていただきます。

二上山のほうのこの登山ルートにつきましては、ここに至るまでには、イメージといたしましては、東京でいいますと高尾山のイメージを描いております。ですので、エリアとしての開発の最終形はその辺りにあるのかなということを前提として、研究をまずさせました。ですので、現場に確認に行って、何が不足するのか、逆に何がもし高尾山より勝る部分があるのかというものの研究から始まったというのが、もう数年前の話でございまして、その中ではなかなかやはりハードルが高いなという話がありました。その1つのエリアとしては、非常に下には道の駅があつて、二上山のふるさと公園があつて、ポテンシャルとしては高い、それから、山までの距離は高い。でも、後の部分では全然やっぱり及ばないんです、そのポテンシャルが。ですので、どの辺りまで行けるのかというのが、今回の1つの登山道の整備に係る発端になったというところでございます。

ですので、当然先ほどご意見いただきましたトイレの件もそうですし、できれば、軽トラで完全に登れるような道の整備もあればいいのかなと思いますけれども、そこへ行くのにはまだまだ時間がかかるのかな。まず、出発点として、道の駅のあるところから、ふるさと公園のあるところからまず登っていただけるようなルートを確保するというのが、1つのスタートラインになるのかなというところからの話でございます。ですので、将来的なイメージというのはこれから膨らましていきますので、先ほどおっしゃっていただきましたもので、不足するのが必ず出ます。駐車場もそのとおりなんです。ですから、その辺の辺りはこれから全体、これ全体事業といっても難しいんですよ。思いどおりに行くか行かないか、なかなか分かりませんのでね。それを確かめながら、ステップを踏んでいくという作業が必要なの

かなという思いでございます。

以上でございます。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 市長がおっしゃった高尾山のイメージ、私らもこの話は以前にもお伺いをしていまして、要するに登りやすい山、美しい姿の山を登りやすくして、みんなに行ってもらおうよというような、非常に山登りというものに対して気安く行けるような山づくりをしたいというふうな思いかなと。そうですね。思いました。そのようでしたら、この間からも遭難とかたくさんありまして、これから、美しい二上山を鑑賞していただくというところのその意味合いは理解できました。

ただ、今言うている私有地問題、それからトイレの問題と、ハードル高いですので、思いというのは一定理解はさせていただきましたけれども、金額的にも規模も大きいですし、ダイナミックな投資やなど、その効果が大きく出るような形を期待しておりますので、頑張ってください、一緒にともにこれから考えていきましょう。というのは、やっぱり議会も観光に対しての調査案件も立てていますので、一緒に私はそのような山登りというふうな観点をそういうふうに使っていただいているんだったら、その下の地域の中で、山から下りられた方が観光、また、飲食を含めたまちを散策していただくような、そこまでの目的を持ってやるという。目的がちょっと定かでなかったけど、ここに書いていることと、さっき市長が山登りというふうに言われた。でもダイヤモンドトレールの話もありますし、西の山の辺の道ですか、そこちょっと今回は切り離れたような考え方やなということは、一定理解はさせていただきましたので、そういうことをベースにこれから進められるかどうか、可能性があるかどうかというところはちょっと検討も我々もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点だけ、私は布施城ルートの方ですけども、なぜここかというときに、ダイヤモンドトレールに登る道としてもう既にあったということで、ここを選びましたということだったんですね。だから、二上山ふるさと公園の方は逆に、ここはない道、勝手道ですね。だから性格が違って、二上山ふるさと公園は今でも勝手道やから人が上がっているわけです、たくさんね。道になっていると。こちらのほうはダイヤモンドトレールの登る一番近道ですけども、人はほとんど利用されていないと現状です。だから荒れても来ているんですが、これお聞きしたいのは、ダイヤモンドトレールという道ですけど、どういう利用のされ方をしているのか。ハイカーたち、登山客たちがですね。僕のイメージとしたら、二上山から葛城山へ行って、金剛山へ行って下りていくと。この縦走、近畿でも奈良でも山並みが見えるわけですから、あっこの山をずっと歩いてみたいと思いはるわけです。尾根筋をね。そのためのダイヤモンドトレールとして人気があると。だから、今だったら二上山神社口とか二上山口から上がって、1泊、御所の葛城山の上で泊まって、翌日、金剛山まで登って、橋本の

ほうまで抜けていくと、ほんでまた、電車で帰ると。そういうのが僕ダイヤモンドトレールのイメージなんです。だから、何で寺口からダイヤモンドトレール、誰が登るのかなと、逆に言えば。だからダイヤモンドトレールで、だから利用されていないから荒れていると僕は思っているの、だから、そこにすごくお金を投資するというのが、先ほどありました2億円を投資すると。じゃ、誰のために投資すると。それだけ利用されるのかと。だから、僕は観光資源というのは、當麻寺もそうですけども、ほっといても人が集まるスポットがある。そこを充実させましょうというんだったら効率いいと思うんだけど、誰もやらないところへどーんと、今やったらディズニーランドとか、それこそ莫大なお金を投資すれば別ですけど、何かそんな感じがするので。これダイヤモンドトレールというのはどういうふうな利用のされ方をしているというふうに考えておられるのか、その中でこのダイヤモンドトレールとしての道としての寺口がどういうふうにご利用されるように思われているのか、ちょっとそこをお聞きしたいんです。1点だけです。

吉村委員長 増田係長。

増田商工観光プロモーション課係長 商工観光プロモーション課、増田でございます。先ほどの谷原委員の質問に返答させていただきます。

ダイヤモンドトレールなんですけれども、谷原委員がおっしゃるように、縦走大会というものが定期的に大阪府の山岳連盟等で行われておりますけれども、ただ、私が趣味で登ったりもするんですけれども、登山道の調査を含めて、登っている際にも、ダイヤモンドトレールの練習で登られる方も数多くいらっしゃいまして、なおかつ、今回、布施城ルートを考えているところの利点としましては、寺口の駐車場が1つ使えるところということで、結構ダイヤモンドトレールの接続する登山道に関しましては、車から離れている場所が数多くございますので、そういった方に対して、整備をすれば、ダイヤモンドトレールをされている方の中では非常に連絡を盛んに取られているので、すぐ広まるのではと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、ダイヤモンドトレールの縦走大会等、トレーニング、上へ上がって、また金剛山のほうへ行ったりして、また戻ってきて、寺口で下りて、また帰ると。そのため、駐車場があれば、練習等で利用する方も多いただろうと。分かりました。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件については以上といたします。

それでは、4、観光事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

観光事業についてご説明申し上げます。この案件につきましては、昨年12月及び3月の総務建設常任委員会協議会に引き続き、ご協議をお願いするものでございます。今回の課題と

いたしましては、他の自治体及び観光協会の先進事例を調べ、報告するというごさいましたので、明日香村観光農林推進課にお邪魔し、飛鳥観光協会の法人化についてご教示をいただきましたので、その内容をご報告させていただきます。

それでは、内容につきましては、課長よりご説明させていただきます。

吉村委員長 増田商工観光プロモーション課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

観光協会に関する調査研究のため、令和6年4月19日に明日香村の観光農林推進課のほうを訪問してまいりましたので、ご報告をさせていただきます。資料のほう、お手元にあるかと思えますけれども、1つ目の観光協会の法人化の経緯についてでございます。明日香村では、平成の初め頃から財団法人である観光開発公社と農業部門と観光部門が合体した組織である地域振興公社、そして任意団体である観光協会の3つの組織が存在していたとでございます。観光協会につきましては、石舞台の入場料と駐車場代といたしまして、年間約3,000万円の収入を観光協会に受けていたということでございますが、ただし金額が大きいということもありまして、任意団体である観光協会に受けることに対する議論が出ていたということでございます。また、地域振興公社の中では、観光の収入が農業部門に使われるということに対する疑問も上がっていたということもございまして、近鉄の飛鳥駅前整備の話がきっかけとなりまして、観光協会を法人化しようという話が一気に加速したということで伺っております。

続きまして、2つ目の法人化の進め方についてでございます。明日香村の場合でございますが、法人化に伴う事務的な手続につきましては、役場の職員が1名出向いたしまして、対応を行ったということでございます。なお、法人の種類につきましては、定款のほうに剰余金の分配を行わないであったり、解散するときには残余財産を村に帰属させると、こういったことを定めているということで非営利性が徹底されている法人であるということで、非営利型の一般社団法人のほうを選択されているということでございます。

続いて3つ目の現在の一般社団法人飛鳥観光協会の体制についてでございます。こちら観光協会の職員といたしましては、観光協会に直接雇っている職員が1名、地域おこし協力隊員が1名、非常勤のパートタイム職員が三、四十名、役場のほうから出向している会計年度任用職員のほうが2名ということでございます。組織的には会員制ということで、100名あまりの会員から会費のほうを徴収いたしまして、物販等につきましては、会員限定ということで縛っているということでございます。

なお、村からの運営補助金というのは出していないということでございますが、パンフレットの製作等様々な業務につきまして、観光協会のほうが1者随意契約ということで受託をしているということでございます。

最後に、4つ目の観光協会を法人化するメリットでございます。法人化のメリットにつきましては、明日香村がおっしゃるには、行政区域に縛られないということでございますので、村外である近隣の市町村の事業者であっても、観光協会に賛同されるということであれば、

会員として迎え入れることが可能であるということで、広域的な活動ができるということでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。
谷原委員。

谷原委員 物販については、会員のみというふうな、おっしゃったので、ちょっとよく分からなかったのをお願いします、どういうことか。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまのご質問ですけれども、物販というのは観光協会という名前を使っての物販ということになりますので、通常の事業所としての活動は問題ないんですけれども、飛鳥観光協会という名前は使うことに関しましては、会員として登録していただくということだと思います。

失礼いたします。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、観光協会に会費を払って、観光協会の名前を使って物販をするという、会員というのは多分そういうことをしたいという会員ということですよ。それが例えば今100人、それ村内だけでそれだけの、そこについて説明をお願いします。

吉村委員長 それについて、もうちょっと分かりやすくお願いします。
増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 村外という事業所もございますということで、具体的な近隣のこの自治体の方が入っていらっしゃるかというところまで伺ってはいなかったんですけれども、村内だけではございません。村外も合わせての100人余りということで伺っております。
以上です。

吉村委員長 会員も村外だし、活動の部分も村外もオーケーですよという話ですね。
谷原委員。

谷原委員 ということで、法人化する意味があるというのはよく分かりました。つまり法人化することで、特に村内、村外も含めて、企業とか含めて、多分村内の中で商売されるということだろうと思いますので、分かりました。

吉村委員長 ほかにございませんか。
奥本委員。

奥本委員 今のところもう少しちょっと質問なんです。観光協会に登録され、会員となつてらっしゃる方が、何か物販する商品を作りますよね。その商品を売るのは民間事業者でもいいんですか。登録していない民間事業者に売れるんですか。それとも、それはそういった商品は、観光協会が管理している店舗でしか売れないんですか。その辺はどういうすみ分けになっているのか。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

そちらのご意見、今ご質問いただいた件に関しましては、ちょっとそこまでは伺っておりませんので、後日また確認して報告させていただきます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 石舞台古墳の下というか西側、昔の明日香小学校があったところの、今、村営駐車場になっていますけど、あの横に道の駅じゃないけども小さな土産物販売店があるんですよ。あれ、前に1回行って、すごいらんなのが安くて、県内のいろんな有名どころの商品もあったんですよ。運営しはる人にちょっと話を聞いたら、あれは民間の施設なんですよ、というふうに聞きました。だから観光協会に入ってはるかどうかまでは知りませんが、だからあそこでそういった商品と明日香村特産の恐らく観光協会に加盟されていると思われるような個人の方が作っている、要するに道の駅みたいな形で商品と2種類売られているんですよ。結構やっぱり場所がいいので売れているんですけども、そういったところのすみ分け、どうなっているのかなと今話聞いて思ったので、また分かったら教えてください。

吉村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 葛城市も観光協会ありますけれども、私は常々ちょっと気になっているのは、今、明日香村の話を聞いて、なるほどなと思ったんですが、民間事業者の方が会員となった観光協会があって、そこが観光協会の名前を使っている商品も売り出していくと。つまり、私は観光事業については、民間事業者の方をいかにまとめていくか、協力してもらえるかというのは大きいことだと思っているんです。

例えば、よく観光地に行きますと、例えば丹波なんか行くと黒豆ということで、いろんなのぼりも立っていますし、それから日生なんか行くと、カキが有名ですから、カキのお好み焼きの店がいろいろあって、のぼりが立っていて、マップまで出ていると。あるいは、淡路島だとシラス丼ということで、市内の店舗に協力してのぼりも立ててやっていると。それは観光協会がパンフレットも作っていると。うちはちゃんことということでやろうと、コンテストまでやっていますけども、例えばこんなんでも市内の業者、観光協会で結集していたら、そこでまちおこしでちゃんこを冠したものをやろうと、のぼりも用意しようというふうになるんだけど、そこら辺、葛城市、今の観光協会と色々な業者いてはると思うんです、観光に携わっている、今どうなっているんですかね。もう観光協会は観光協会で、そこら辺の方とは何らのあれもないのか。どういうことになっているのか、僕ちょっとよく分からないので。僕らのイメージは、最初は、私はもう観光協会というと、当然そういう明日香村みたいに色々な観光関係の業者も集まってやってはるかなと、その事業者のパンフレットができたり、どこの観光地に行っても大体そういうものをいただきますので、葛城市の観光協会が地元の事業者とどういう感じなのかと。これは僕もあんまりよく分かっていないので、どういう感じなのかということだけで結構です。ぱくつとしたことだけでも結構なので、教えていただけませんか。

吉村委員長 これは、阿古市長。

阿古市長 以前にも申し上げたかも知れませんが、観光協会といいますと、もう私のイメージは商工会の観光版が最終のイメージやと思っております。例えば観光協会があるところを見ますと、温泉地でありますと、例えば旅館関係の方が会員となして運営をされている。ですので、明日香村の場合はちょっと職員から聞いたら、明日香村の石舞台の入場料が約3,000万円ある。それを原資に観光協会を別建てにして、それで会員を募られて、会費を取られているんだろうと思います。会運営をその3,000万円とプラスしてやられている。ですので、通常の私のイメージの観光協会というのは、ある種観光に携わる業種が集まって組合をつくって、それが会を運営するというのが私は最終形であるという認識を持っております。

葛城市の観光協会の立ち上がり方といいますのは、合併した当時、たしか當麻町にしか観光協会がなかったのかなというイメージを持っているんですけども、その観光協会のイメージは、行政からある種、あのときは一番が當麻のぼたん祭りの行事なんですけども、それに対する補助をつかさどるための団体の立ち上げであったという認識をしております。ですので、當麻で言えば、ぼたん祭りや竹内の綿弓塚と、それと南今市の孝女伊麻のこの3つの団体に対する補助をするための団体であったと認識をしております。

それで、相撲館というのを建てましたので、観光協会の事務所はそちらのほうに置きましたが、相撲館自体は行政が、町が運営しておりましたので、ですので、観光協会の運営とはまた違うということでございます。それで、合併したときに葛城市の観光協会を立ち上げたときに、新庄エリアの方々の団体に加わっていただいたという経緯でございます。その中で、1つの大きなメインとしては、商工会、それは花火を同じく補助としてお渡しするための立ち上げの仕方。ですので、今現在持っています観光協会というのは、そういう経緯で出来上がったものですから、私が最終形で、いずれ観光協会は独自でというイメージの中では、それが観光産業としてそのエリアが活性化するのであれば、当然のことながら、その観光に関する事業者の皆さん方が、組合形式で運営をしていただけるようなものが最終形であるであろうと感じております。

ただ、葛城市の今の現状でおきましては、そこまではまだ全然至っていない。まだ観光が観光産業にはなっていない。個々、個人では皆さん頑張っているんですけども、なかなかそれが組合を形成してやっていくという段階まではいっていないのだろうかというように思います。ですので、これからどのような方向で、行政としての観光と観光協会としての協会設立というのは、また考えていく必要があるのかなというように思います。

イメージとしては以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 イメージとしても私もそのとおりだろうと思うんです。観光事業者が組合のような形で観光協会をつくって、まちおこしをやっていただくと。今、だから葛城市の観光協会というのは、私も最初、どんなことをやっているのかなと思ったら、結局補助金の受皿でそれを出しているだけということなので。この間、議会も視察に行きまして、矢掛町など行くと、なかなかすばらしい取組もあるので、できるだけそういう方向に、阿古市長、今おっしゃって

いただいたとおりだと思います。今後、なかなか事業者がそう多くない中でも、どういう形でやっていくかということは、いろいろな工夫も要ろうかと思いますが、そこはそういうものを目指して、一步一步積み上げていけたらなというふうには思います。

吉村委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 乗っからせてください。ちょっと関連になります。今、市長のご説明で観光協会、葛城市の場合というか、一般的には観光協会は商工会の延長であって組合的なものという説明ございました。

(「延長じゃなくて商工会的な」の声あり)

奥本委員 的なやつですか。要するに同業者の組合という。

吉村委員長 商工会の観光版という表現でしたね。

奥本委員 同業者の集団という感じと受け取ったんですけども、ただ、そしたら今回、明日香村の観光協会を視察に行かれたということで、明日香の場合は、私はこれ思うには、先ほど言ったように、会員の利益を追求する会員の参画団体という意味合いだと思うんです。だから、それを目指して視察に行かれたのか。この間、議会でも行きましたが、私が従来から観光、観光と言っているのは、観光を1つの手段としたまちづくりを追求する目的の団体、要するにDMOですよ。そのいずれを目指そうとしているのか。今回その中の、単にその前提となる調査でこの明日香へ行かれたのか、あるいは、今後葛城市の観光協会でもいいし、葛城市の観光という分野でどこを目指そうと考えて、その辺のイメージがあって行かれた。それとも、今のところまだそこまで至るまでのいろんなケースがあるという調査の段階なんか、そこだけ確認したいんです。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田でございます。

現在まだ調査段階でございます。また、他市も機会があれば、研究のほうで訪問させていただいて、お話のほうを聞き取りに行かせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

吉村委員長 いろんな事例を集めるということですね。

奥本委員。

奥本委員 せんだって議会の視察研修で、部長は一緒に行かれましたけども、DMOなんですよ、やっぱり。観光というのを1つのキーワードとして、まちづくりに取り組む、やっぱりそれが大事なかなと思って。商工会も当然活動していただいたらいいんですけども、DMOという行政が旗振ったところに、そこに観光協会が参画するという形がやっぱり理想的なんです。そこにプラスアルファとして、地域で協力者を募っていく。そうしないとやっぱり大きな意味での観光で、観光から利益というか、ある程度うまみを得るということも難しいかなと。そのところにうまくつなげていただけたらなと思います。これはもう要望として言うておきます。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

先ほどちょっと増田議員も言及されましたけども、今、行政のほうが提案されていますのは、プラスチック製の丸太の階段とか手すりとかを今、提言されていますということでございます。

それでは、皆さん、長時間にわたりまして慎重審議いただきまして、そしてまた、熱の籠もった、葛城市の道路政策、まちづくり、あるいは観光に関してご意見をいただきました。本当にありがたく思っています。また、観光協会、最後の議題に上がりましたけれども、各自治体、いろんな様々な形態がございます。それぞれの自治体なり、そういった団体なりにおいて、それぞれ理由があっていろんな形を取っていますので、葛城市にとってもベストな形のものができるように、今後またこの委員会でも追求、議論をして、また行政のほうにも提言とかしていけたらいいなというふうに思っております。本日は本当にお疲れさまでございました。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会といたします。

閉 会 午後3時01分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始